

第8回（令和2年度第7回）小金井市男女平等推進審議会

令和3年3月8日（月）午後5時30分から

場所：市役所第一会議室

次 第

議 題

1 議 題

- (1) （仮称）第6次男女共同参画行動計画（素案）について
- (2) 男女共同参画施策の推進について
 - ・ 第5次男女共同参画行動計画の推進及び今後の事業評価と進捗管理についての提言（案）について

配布資料

- 資料1(1) 答申書（かがみ）
- 資料1(2) 第6次男女共同参画行動計画（案）
- 資料2 修正内容一覧
- 資料3 （仮称）小金井市第6次男女共同参画行動計画（素案）への意見（パブリックコメント）及び検討結果について
- 資料4 男女平等推進審議会（第9期）提言書（案）

資料 1

令和 3 年 3 月 8 日
男女平等推進審議会

令和 3 年 3 月 1 1 日

小金井市長 西岡 真一郎 様

小金井市男女平等推進審議会
会長 佐藤 百合子

第 6 次男女共同参画行動計画（案）について（答申）

令和元年 7 月 2 5 日付け小企企発第 9 7 号で諮問のあった（仮称）第 6 次男女共同参画行動計画（案）について、別紙のとおり答申します。

貴職におかれましては、より一層、男女共同参画を推進するため、本答申を尊重し、小金井市男女平等基本条例第 1 0 条に規定する行動計画を策定されるよう希望します。

記

1 計画案

別紙「小金井市第 6 次男女共同参画行動計画（案）」のとおり

(仮称) 小金井市 第6次男女共同参画行動計画

【案】

令和3年3月

男女平等都市宣言

平成8年12月3日
告示第99号

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生をおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

<目 次>

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	6
3 計画の性格	6
4 計画の期間	7

第2章 小金井市の現状

1 人口等の推移	11
2 アンケート結果概要	18
3 第5次男女共同参画行動計画期間の取組と課題	22

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	31
2 基本目標	32
3 計画の体系	33

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	37
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	57
基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する	72

資料編

1 策定経過	79
2 小金井市男女平等推進審議会委員名簿	81
3 小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議設置要綱	82
4 男女共同参画に関する動き	84
5 用語集	91
6 関連法令集	94

第 1 章

計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「すべての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

国は、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年（1999年）の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を平成12年（2000年）に策定、平成27年（2015年）には男女共同参画基本計画（第4次）を策定し、男女共同参画に関する施策を計画的に進めています。

小金井市（以下「本市」という。）においては、国内外の動向をみて、「男女共同参画社会基本法」の制定前から男女共同参画社会の実現に向けて、平成8年（1996年）に「男女平等都市宣言」を行い、平成15年（2003年）に「小金井市男女平等基本条例」を制定するなど、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。また、昭和59年（1984年）に「小金井市婦人行動計画」を策定しており、時代や社会情勢の変化に合わせて行動計画を更新しながら、男女共同参画施策を推進してきました。しかし、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残っているほか、配偶者等からの様々な形での暴力、ワーク・ライフ・バランスの推進、多様性に関する理解、政策・方針決定過程への女性の参画率のさらなる向上など、取り組まなければならない課題は多く、今後も一層の取組が求められます。

こうした現状を踏まえ、本市では、第5次男女共同参画行動計画期間中に改正された法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「小金井市第6次男女共同参画行動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

(1) 男女共同参画をめぐる近年の動き

【持続可能な開発目標“SDGs”】

持続可能な開発目標“SDGs (Sustainable Development Goals)”は、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、平成27年(2015年)9月に国連サミットにおいて全会一致で採択され、令和12年(2030年)を期限とする包括的な17の目標(ゴール)が設定されました。17のゴールの一つに「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられていますが、これは、女性のエンパワーメントとジェンダー平等が持続可能な開発を促進するうえで欠かせないことから、重要なテーマと考えられているためです。

【「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)」公布・施行】 (平成30年(2018年)5月)

多様な国民の意見が政策立案や決定に的確に反映されるために、政治分野における男女共同参画が重要となるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした法律が公布・施行されました。

【「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の改正】 (令和元年(2019年)6月)

平成27年(2015年)9月に、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために法律が施行され、都道府県や市町村は、当該区域内における女性の職業生活における活躍の推進に向け、国が策定した基本方針等を勘案して、推進計画を策定するよう努めることとされました。また、国や地方公共団体、一部の民間事業主に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出・公表等が義務付けられました。

令和元年(2019年)6月には、仕事と家庭生活の両立や諸外国と比べて低水準にある女性管理職比率などの課題を踏まえ、女性の職業生活における活躍をさらに推進することが必要であることから、基本方針の変更があり、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定、中小企業における行動計画の策定の促進への追記がなされました。

また、女性活躍推進法のほか、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」において、パワー・ハラスメント防止対策の法制化が図られるとともに、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止対策の強化につながる措置が示されました。

【「婦人保護事業の運用面における見直し方針」の検討】(令和元年(2019年)6月)

婦人保護事業は、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障がい等、さまざまな困難を複合的に抱える女性の支援を行っており、平成30年(2018年)からは、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、新たな制度の構築に向けて、検討が進められました。厚生労働省は、令和元年(2019年)6月に「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」をとりまとめ、当面の対応として、他法他施策優先に関する取扱いの見直しや一時保護委託の積極的活用等を始め、婦人保護事業の運用面の改善について、速やかに取り組むこととし、今後も必要な見直しに向けた調査研究を進めていくこととされています。

【「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行】(令和2年(2020年)4月)

令和2年(2020年)4月に、昨今の虐待相談件数の急増等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図るため、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されました。

これにより、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置が講じられ、DVと児童虐待への対応についても、連携した協力体制のさらなる充実が求められました。

【第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～】(令和2年(2020年)12月)

令和2年(2020年)12月に、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(以下、5次計画)が閣議決定されました。

5次計画は、社会情勢の現状や予想される環境変化及び課題を踏まえた上で、「Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大」、「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の3つの政策領域と、「Ⅳ 推進体制の整備・強化」で構成されています。3つの政策領域の下には、重点的に取り組む11の個別分野が設けられており、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」や「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」、「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」などが盛り込まれています。

【東京都性自認及び性的指向に関する基本計画】(令和元年(2019年)12月)

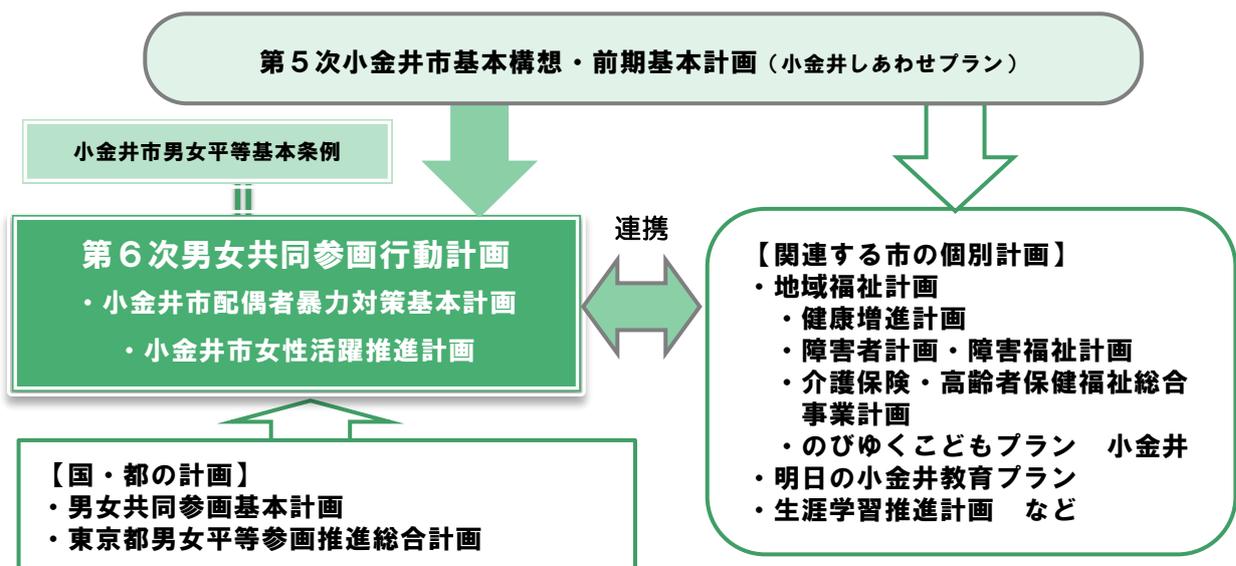
平成30年(2018年)10月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」では、「多様な性の理解の推進」において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることと明記されました。東京都では、性自認及び性的指向に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにするため、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

- 本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- 本市の第5次小金井市基本構想・前期基本計画（小金井しあわせプラン）の個別計画として策定します。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- 本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項（DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。
- 本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

3 計画の性格

- 本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- 本計画は、国の「男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の内容を踏まえて策定しています。
- 本計画は、本市が策定する他の関連計画と連携・調整をはかりながら策定しています。
- 本計画は、市民意識調査結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。



4 計画の期間

- 本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとしてします。

（計画の期間）

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第5次男女共同参画行動計画				第6次男女共同参画行動計画				
第4次小金井市基本構想 後期基本計画				第5次小金井市基本構想（令和3年度～令和12年度） 前期基本計画				
（国）第4次男女共同参画基本計画				（国）第5次男女共同参画基本計画				
（都）東京都男女平等参画推進総合計画								

第 2 章

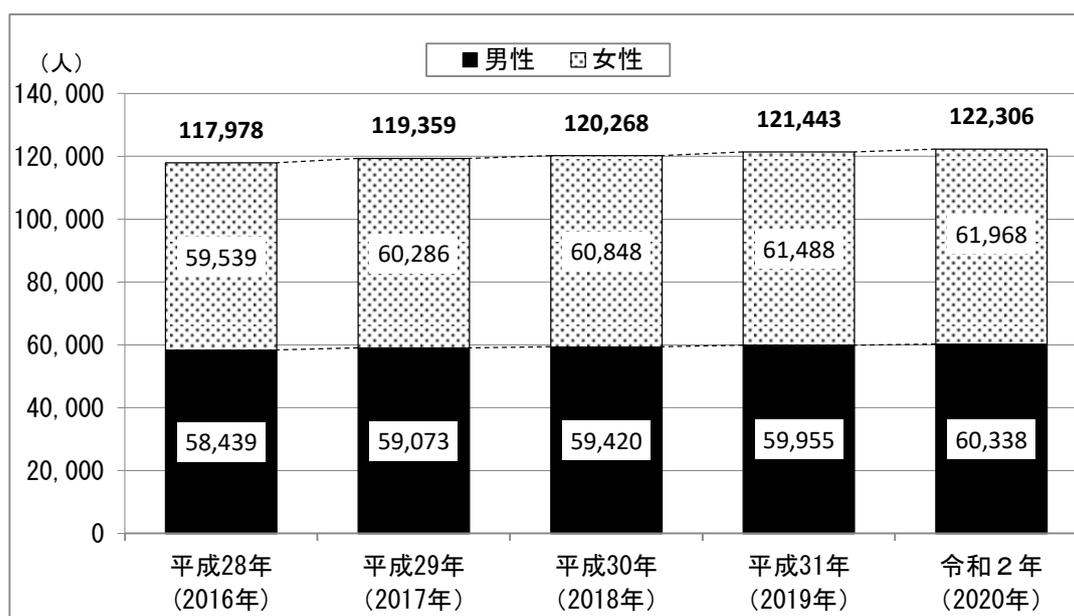
小金井市の現状

第2章 小金井市の現状

1 人口等の推移

(1) 人口の推移

市の人口は平成30年(2018年)から120,000人を超えており、令和2年(2020年)1月1日現在、122,306人となっています。

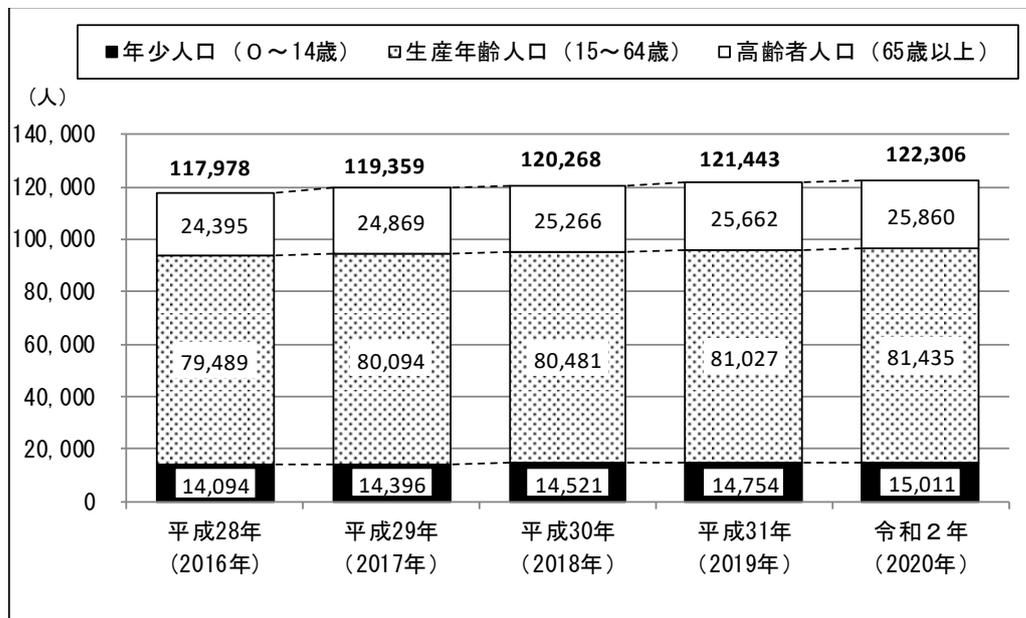


資料：住民基本台帳（各年1月1日）

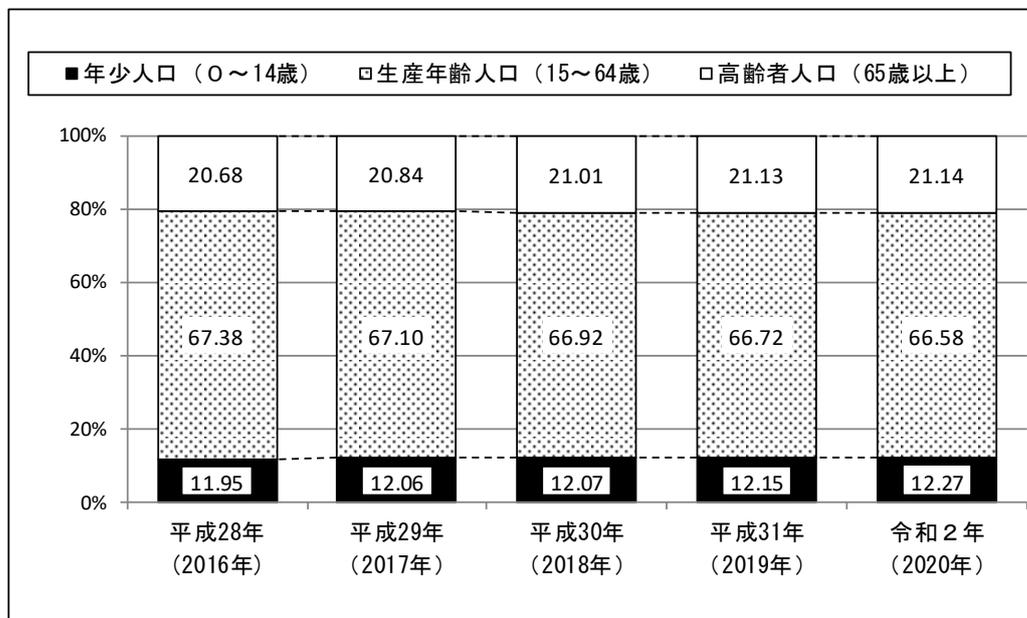
(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年によりますが、どの区分もおおむねゆるやかに増加傾向にあります。高齢化率は平成30年（2018年）以降、21%台を推移しています。

＜年齢3区分別の人口の推移＞



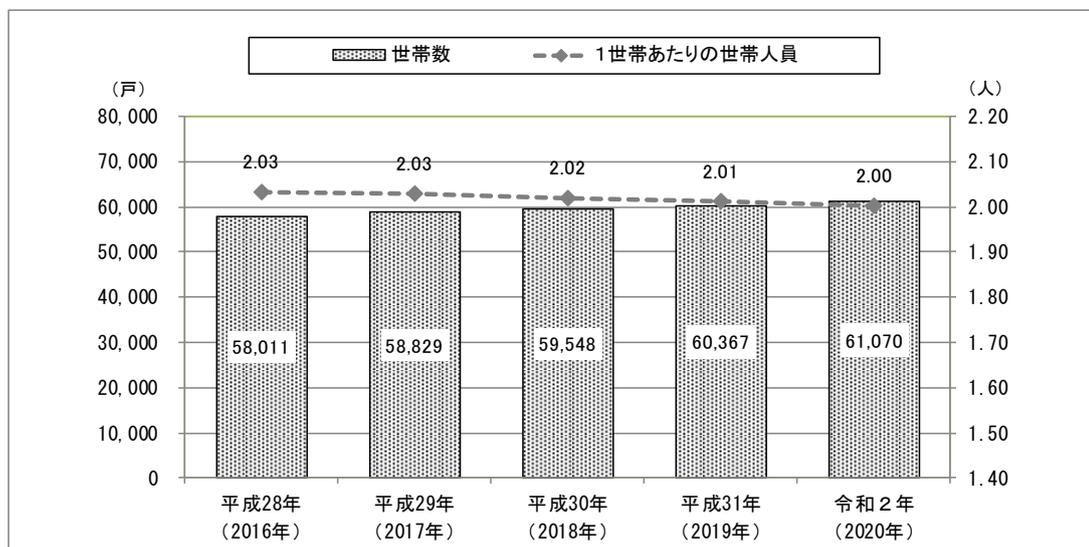
＜年齢3区分別の人口構成割合の推移＞



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(3) 世帯の推移（住民基本台帳）

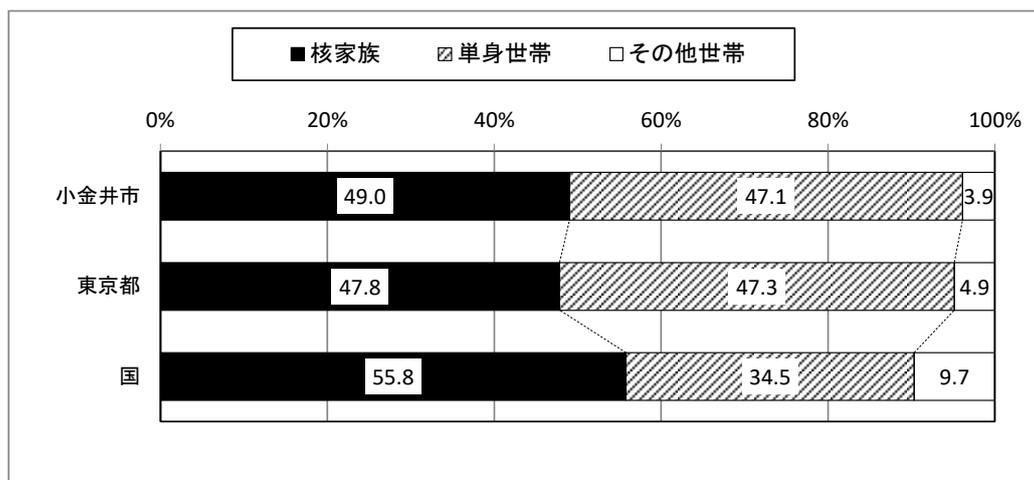
世帯数はゆるやかに増加傾向にあり、令和2年（2020年）時点で61,070世帯となっています。一方、1世帯当たりの世帯人員は減少傾向にあり、令和2年（2020年）時点では2.00人となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(4) 家族類型

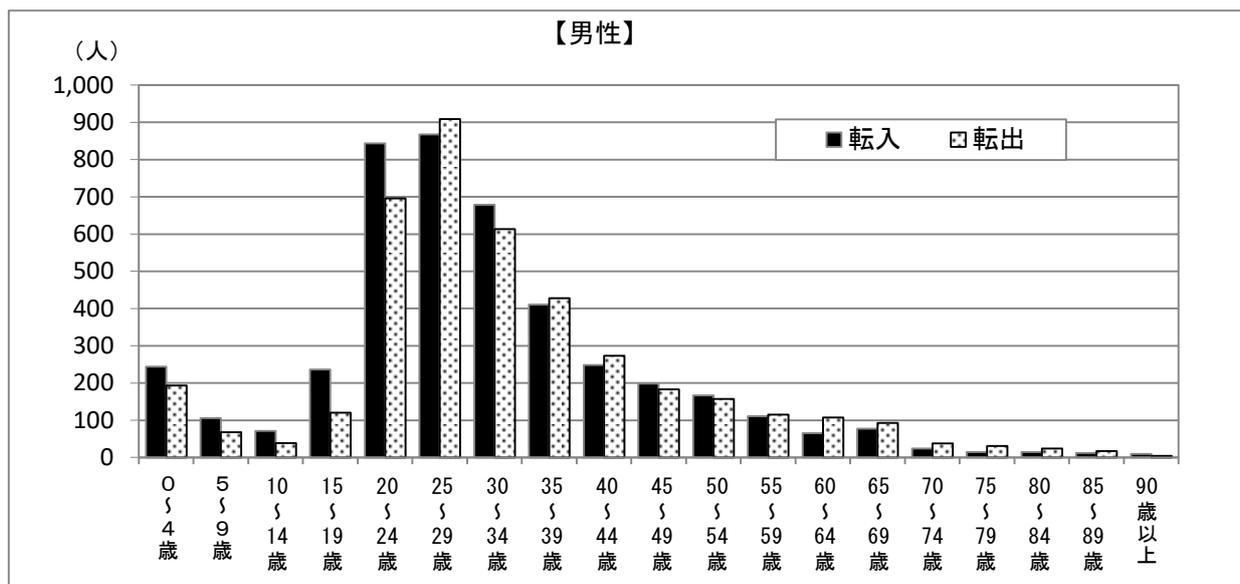
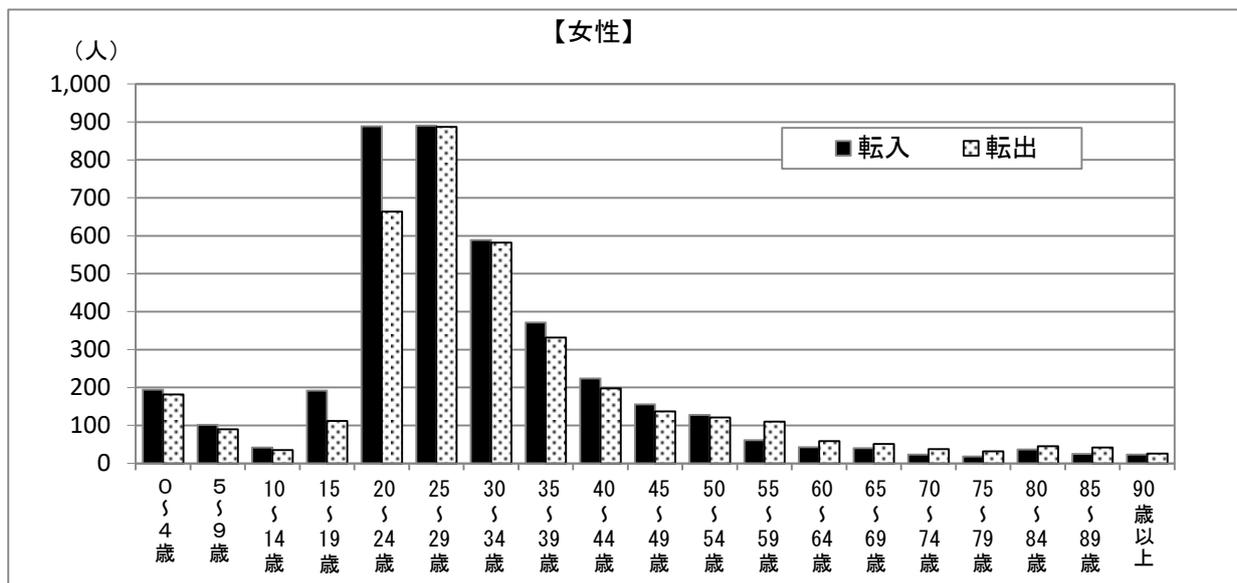
家族類型をみると、核家族と単身世帯がそれぞれ5割近くを占めています。単身世帯の割合は東京都と比較して大きな差異はみられませんが、国と比較すると12.5ポイント高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

(5) 転入・転出数

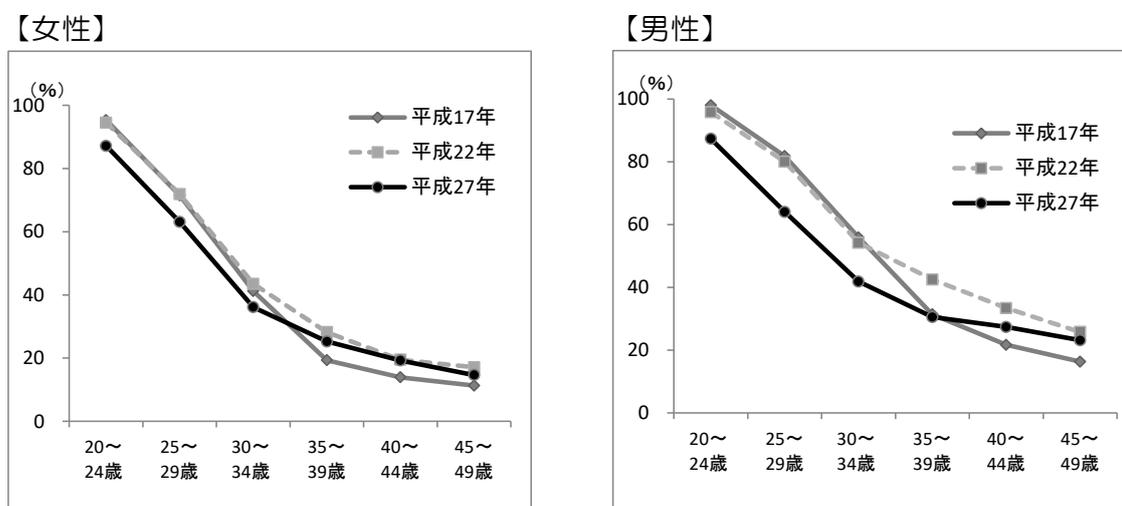
令和元年（2019年）の転入・転出状況を見ると、男女とも特に20～24歳で転入が多くなっています。またそのすぐ上の世代では、転入は多いものの転出も多くなっています。



資料：住民基本台帳人口移動報告（令和元年）

(6) 未婚率の推移

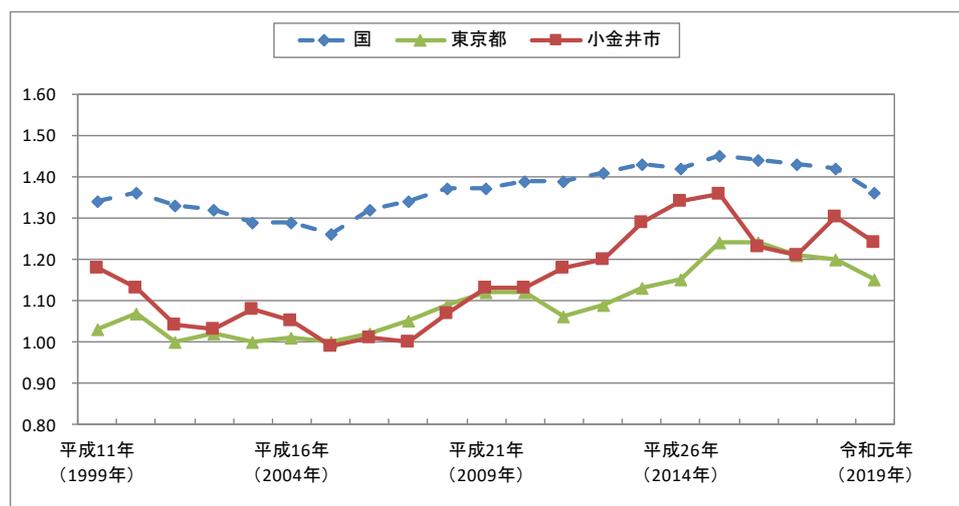
5歳階級別の未婚率をみると、男女とも35歳から49歳で平成27年（2015年）は平成22年（2010年）よりも低くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

(7) 合計特殊出生率の推移

小金井市の合計特殊出生率^{※1}は、平成19年（2007年）頃までは減少傾向でしたがそれ以降平成27年（2015年）まで増加傾向にあり、平成28年（2016年）、29年（2017年）と減少傾向にありましたが、平成30年（2018年）では1.30と国の値に近づいています。令和元年（2019年）は、国、東京都、小金井市すべてにおいて、平成30年（2018年）から減少しており、小金井市は1.24となっています。

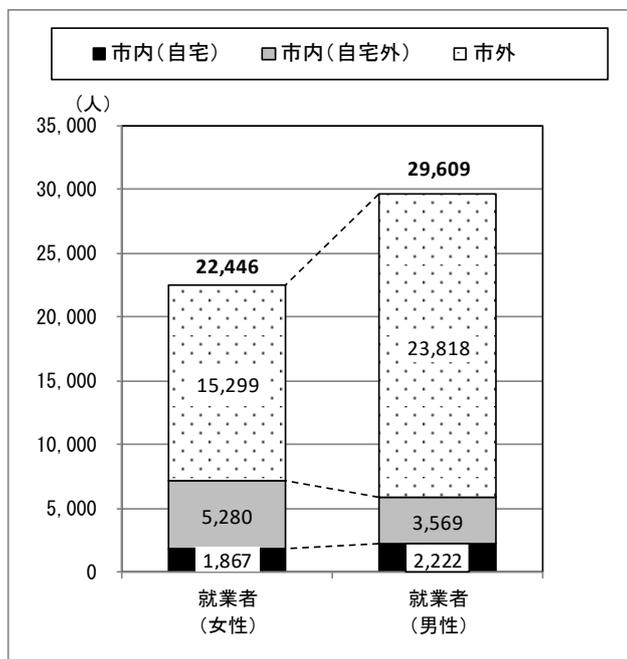


資料：国、東京都—厚生労働省人口動態統計
小金井市—東京都福祉保健局

※1 合計特殊出生率
15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値を指します。

(8) 就業の状況

市民の就業の状況を見ると、女性就業者は22,446人、男性就業者は29,609人となっています。どちらも市外で就業している人が多くなっています。



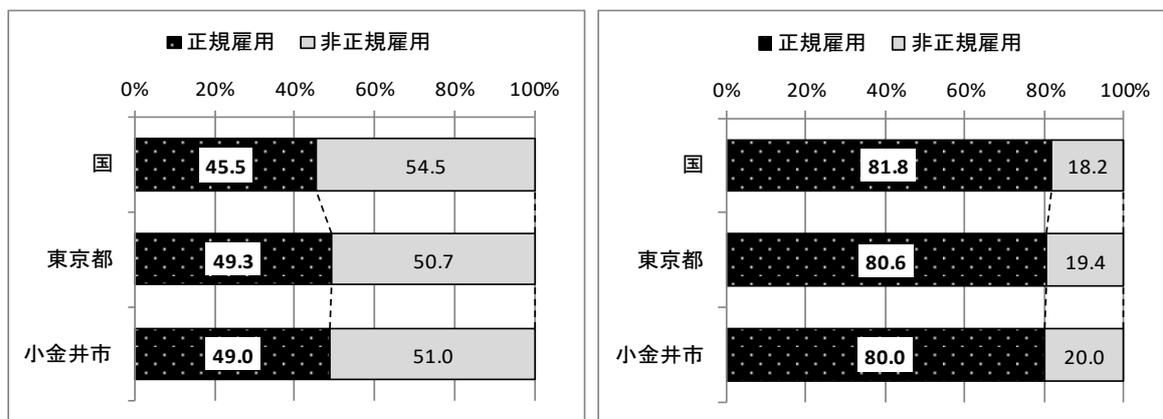
資料：国勢調査（平成27年）

(9) 雇用の状況

雇用者の従業上の地位をみると、女性では正規雇用が49.0%、非正規雇用が51.0%、男性では正規雇用が80.0%を占めています。

【女性】

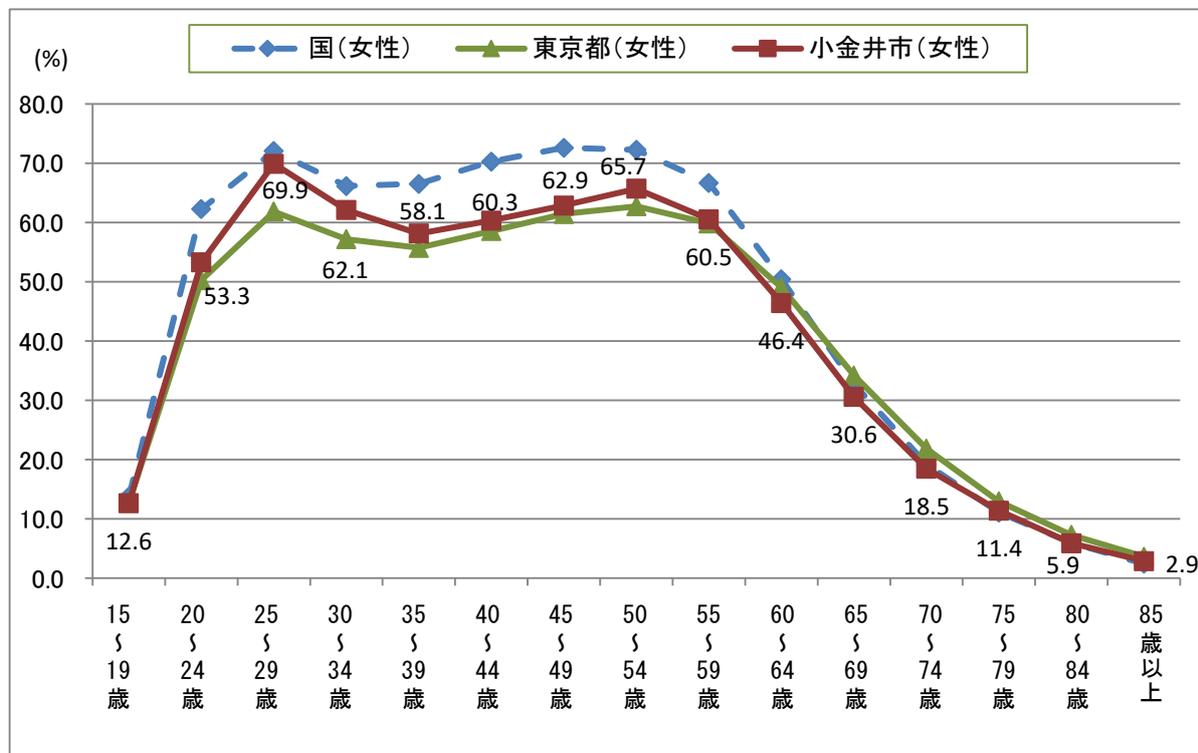
【男性】



資料：国勢調査（平成27年）

(10) 女性の年齢5歳階級別労働力率

女性の5歳階級別の労働力率をみると、35歳～39歳にかけて減少するいわゆるM字型となっています。小金井市の女性の労働力率は東京都（女性）と類似していますが、国（女性）と比べると、M字の谷が深く40代以降の上昇が少ないという特徴がみられます。



資料：国勢調査（平成27年）

2 アンケート結果概要

新たな計画の策定に向け、男女平等に関する市民の考えを把握し、今後の男女共同参画施策に反映させることを目的として「男女平等に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

【調査実施概要】

調査対象：市内に居住する18歳以上の男女個人2,000人

調査期間：令和元年10月1日（火）～10月15日（火）

回収結果：711票／2,000票（有効回収率：35.6%）

（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

① 1日あたりの家事と仕事に携わる時間

- 平日に家事に携わる時間は、女性で「3時間以上」が43.6%、男性では「1時間以上」が23.5%となっている。共働きの状況別でも、女性共働きでは「1時間以上～3時間未満」が4割半ばに対し、男性共働きでは「30分以上～1時間未満」が4割で最も高く、就業状況に関わらず、女性が家事に多くの時間を割いている。

② 生活における優先度（現状・理想）

- 生活における現実（現状）の優先度は、女性では「『家庭生活』を優先している」、男性では「『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」が3割近くとなっているが、理想の生活の優先度は、男女とも「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先したい」が比較的高くなっている。

③ 男女の性別による役割分担意識

- 男女の性別による役割分担意識は、男女とも《反対》が《賛成》を上回っており、平成28年調査と比較すると、全体で《賛成》の割合は今回調査が平成28年調査よりも低くなっており、特に男性で低くなっている。

④ 女性の就労継続のために必要なこと、男女ともに働きやすい社会をつくるために必要なこと

- 女性の就労継続のために必要なことは、全体で「保育施設や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が83.8%で最も高くなっているが、平成28年調査と比較すると、全体で「男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革」の割合は今回調査が平成28年調査よりも高くなっている。
- 男女ともに働きやすい社会をつくるために必要なことは、男女とも「労働時間の短縮やフレックス制など様々な働き方を選ぶことができる」が最も高くなっており、女性の就労継続のために必要なことと同様に働き方改革の推進が求められている。

(2) 子育て・介護について

① 子育ての経験と携わる時間

- ・平日の子育てに携わる時間は、女性で「5時間以上」が40.4%で最も高く、男性では、「1時間未満」が77.7%となっている。共働きの状況別でみると、「5時間以上」は女性が男性よりも35ポイント高く、就業状況に関わらず、女性が子育てに多くの時間を割いている。

② 子どもを産み育てやすい環境

- ・子どもを産み育てやすい環境は、「認可保育園など保育施設の拡充」が72.9%で最も高く、職業別でみると、女性有職者、男性有職者とも「認可保育園など保育施設の拡充」が7割以上で高くなっている。

③ 男性の家事・育児の参加について

- ・男性の家事・育児参加は、全体で「男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う」が67.8%で最も高く、平成28年調査と比較すると、今回調査が平成28年調査よりも高くなっている。

④ 育児・介護休業制度の利用意向

- ・育児休業の利用意向は、「利用したい」は女性が69.5%、男性が41.3%で女性が男性より28ポイント高くなっている。「利用したいが利用できそうにないと思う」は男性が女性よりも高くなっている。
- ・育児・介護休業を利用できない・したくない理由は、「職場に休める雰囲気がないから」が60.7%で最も高い。

⑤ 介護してほしい人

- ・自分に介護が必要になった場合、介護してほしい人は、女性では「施設や介護サービスの職員」が46.2%で最も高いが、男性では「配偶者・パートナー」が49.5%で最も高くなっている。
- ・介護が女性となりがちなる理由は、全体で「男性が介護する場合、家計の収入が大きく減ってしまうから」が60.9%で最も高くなっている。

(3) 地域活動・社会活動について

① 地域活動への参加について

- ・地域活動への参加状況は、「特に参加していない」が男女ともに多いが、特に男性が多い傾向にある。
- ・男女がともに地域活動に参加するために必要なことは、「健康であること」が55.6%で最も高くなっているが、「家事や育児、介護等を男女で分担することにより、お互いが外に出られる条件をつくること」の割合は女性が男性よりも高くなっている。

(4) 人権について

① DVの被害経験

- 配偶者等からの暴力について経験したり、見たり聞いたりしたことがあるか尋ねたところ、多くの項目で「まったくない」が8割以上となっているが、被害、加害、見聞といった何らかの経験がある場合では、全体で「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」が22.1%となっている。DVの経験を内容別にみると、被害経験は、「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」で、男女ともに他の暴力と比較して高いが、女性が9.9%で男性(4.3%)よりも6ポイント高くなっている。加害経験は、おおむね男性が女性を上回っており、「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」は男性が5.9%となっている。見聞経験は、「殴る、蹴るなど」で女性が10.9%で男性(5.2%)よりも6ポイント高くなっている。

② DV被害の相談について

- DV被害の相談有無については、「相談した」は女性が30.5%、男性が11.5%となっている。「相談したかったが、相談しなかった」と「相談しようと思わなかった」を合わせた《相談しなかった》は女性が48.4%、男性が60.3%で、男性が女性より12ポイント高くなっている。
- 相談しなかった理由は、全体で「相談するほどのことではないと思った」が41.1%で最も高いが、「自分にも悪いところがあると思った」、「相談するほどのことではないと思った」の割合は男性が女性よりも高くなっている。

③ DV防止や被害者支援のために必要な対策

- 配偶者等からの暴力防止や被害者支援のために必要な対策は、「被害者の安全確保対策を充実させる」が66.5%で最も高く、次いで「被害者のための相談を充実させる」、「法律による規制の強化や見直しを行う」が続いている。

④ 性的マイノリティの方に対して必要だと思う取組

- 性的マイノリティの方に対して必要だと思う取組は、「市民や企業等に対して理解促進を図る」が77.2%で最も高く、次いで「学校や、市役所の窓口での対応の充実を図るため、教員や市職員に対して研修等の充実を図る」が66.2%となっている。

(5) 男女共同参画の推進について

① 各分野の男女平等観

- 各分野の男女平等観は、“政治の場”、“社会通念・慣習・しきたりなど”、“社会全体として”が《男性優遇》で高くなっている。また、国（内閣府）と比較すると、「男女平等である」はすべての分野で小金井市が国を下回っている。

② 小金井市のこれまでの施策・取組の認知状況

- 小金井市のこれまでの施策・取組で「知っている」はいずれも1割未満となっているが、「聞いたことがある」をあわせた《認知》でみると、“男女平等市宣言（平成8年12月に宣言）”、“男女共同参画講座（公民館）”、“こがねいパレット”、“小金井男女平等基本条例（平成15年施行）”、“不平等や差別に対する苦情・相談窓口”が2割台となっている。

③ 男女共同参画に関わることばの認知状況

- 男女共同参画に関わることばで「知っている」は、各種ハラスメントが7割以上と高くなっている。《認知》でみると、各種ハラスメントは9割台、“男女雇用機会均等法”、“LGBT（性的マイノリティ）”、“育児・介護休業法”が8割台で高くなっている。

④ 施策要望

- 男女平等社会を実現するための市の施策として今後どのようなことが重要かでは、「子育て支援策の充実」が64.7%で最も高く、次いで「女性が働きやすい環境づくりの促進」、「学校で平等意識を育てる教育の充実」が続いている。平成28年調査と比較すると、全体で「学校で平等意識を育てる教育の充実」、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発」の割合は今回調査が平成28年調査よりも高くなっており、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発」は特に女性で今回調査が高くなっている。

3 第5次男女共同参画行動計画期間の取組と課題

第5次男女共同参画行動計画期間（平成29年度～令和2年度）における主な取組を、前期計画の目標ごとにまとめました。

目標Ⅰ

人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

《主な取組》

人権・男女平等の意識改革の推進

人権・男女平等意識の浸透と定着に向けた取組として、男女共同参画シンポジウムや公募市民の企画・運営により「こがねいパレット（講演会及び賛同する団体の展示）」を開催し、各種講演会への参加を通して男女共同参画の意識啓発や、多様性への理解促進を図るために、職員研修の実施や情報提供を行いました。また、男女共同参画情報誌「かたらい」では、公募の市民編集委員とともに男女共同参画推進に向け、様々な情報を発信し、人権週間には市民に人権啓発標語入りボールペンを配布するなど、人権意識を広く啓発する取組を進めました。

《主な取組》

男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性による固定観念に縛られない意識づくりを進めるため、市が発行する刊行物等で適切な表現を使用するよう、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を研修時に活用し、「男女共同参画の視点からの表現に係る調査」を毎年度行い、周知を図りました。また、人権尊重における相談対応の充実を図るため、男女平等を阻害する苦情、相談に対しては、専門知識のある男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うよう体制を整備しました。

《主な取組》

暴力の未然防止の意識づくり

暴力の未然防止の意識づくりを図るため、市施設での相談カードの配布や配架を行い、DV防止の普及啓発のパネル展の開催や、DV相談窓口の周知を図りました。また、若い世代に対しても、市役所でリーフレット「知っておきたいデートDV」の配架や、市報・市ホームページへ掲載するなど、デートDV及び相談先について周知を行うとともに、デートDVの防止、早期発見のための意識づくりの啓発を進めました。成人式においても、新成人に配布する「新成人のみなさんへ」にDV及びデートDVの相談先を記載し周知を図りました。

《主な取組》

配偶者等からの暴力における相談・連携体制の整備・充実

配偶者等からの暴力における相談・連携体制の整備・充実を図るため、DV等相談担当職員は関係機関の研修会等に参加し、DV等に関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上を図るよう努めました。また、DV等被害者の支援のため、関係各課における情報共有や関係機関との連携強化に努め、関係機関情報交換会にて、都、警察や他市とDV等被害者の支援について情報共有を図りました。

【まとめ・今後の課題】

- アンケート調査結果をみると、こがねいパレットの認知度は第5次計画策定時から大きな変化はなく2割超え、情報誌「かたらい」の認知度は第5次計画策定時から増加傾向にあるものの、1割台半ばと認知度は依然として低いことが伺えます。
- また、相談事業の認知度も、女性総合相談が1割台半ば、不平等や差別に対する苦情・相談窓口が約2割と依然として低いことが伺えました。
- 今後、各種啓発事業は取組を進めながら認知度向上に努めることと、相談事業についても認知度向上に向けて普及啓発を進めることが必要です。

目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

《主な取組》

働く場における男女平等の推進

働く場における男女平等の推進を図るため、男女共同シンポジウム、こがねいパレット、男女共同参画情報誌「かたらい」及び啓発チラシ、市報や市ホームページ等を使用しての様々な情報提供やイクボス宣言を行うなど、ワーク・ライフ・バランスへの理解促進のため普及啓発に努めました。

《主な取組》

家庭における男女平等の推進

家庭における男女平等の推進を図るため、父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を実施し、男性の家事・育児参加を促進することを目的に父親向け交流事業を実施しました。男性の育児参画を促し、女性の育児負担の軽減や子育てを主体的に実施する意識啓発につなげています。

《主な取組》

女性の就労に関する支援

女性の就労に関する支援を行うため、就労を希望している女性に対し、東京しごとセンター多摩などの関係機関と連携し、女性のための就職支援講座を開催しました。また、安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性の人材育成や登用を促進するよう、市内事業所への情報提供や「こがねい仕事ネット」に就労支援等に関する情報を掲載し、ポケット労働法を配布し関係法令の情報を周知しました。

【まとめ・今後の課題】

- アンケート調査結果をみると、子育てに携わる時間は女性が長く、共働きの場合も女性が携わる時間が長い傾向にありました。男性の家事・育児参加についての結果をみると、「男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う」が最も多くなっており、平成28年調査時よりも増加傾向にあります。父親向けの交流事業等への参加者数からも一定の効果が出ていることから引き続き、男性の家事・育児参加の促進を図ることが必要となります。
- また、家事に携わる時間も女性が長く、共働きの場合においても女性が携わる時間が長い傾向にありました。女性が仕事を持つことに対する考えは、男女とも「結婚や出産にかかわらず、継続して仕事をもつほうがよい」が半数以上を占めています。今後も継続して女性の就労に関する支援に取り組み、女性の社会進出や家庭、働く場における男女共同参画の推進に努めます。

目標Ⅲ

男女共同参画を積極的に推進する

《主な取組》

男女共同参画を推進していくために

多様な視点からの施策推進に向けて、女性の施策決定過程への参画を推進するため、審議会等の女性委員登用状況調査を実施し、女性委員の登用促進について要請したり、職員一人ひとりが市民の先頭に立ち、男女共同参画を実践するための庁内環境づくりを進めてきました。人材育成に向けた取組では、「第2次小金井市人材育成基本方針（改訂版）」に基づき、女性職員登用のための意識啓発及びキャリアデザイン支援の観点から、「女性キャリア支援研修」を実施し、また、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、「小金井市特定事業主行動計画」を策定し、男性職員育児休業取得率50%を目標に掲げるなど、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

《主な取組》

計画の推進体制への取組

計画の進捗管理と評価の仕組みづくりへの取組として、計画の年次報告書や事業について、毎年、男女平等推進審議会から提言を受け、提言内容を全庁に周知しフィードバックすることで事業等の見直しに努めています。また、審議の中で出された質問・意見に、関係各課が回答することで問題意識の共有を図っています。

【まとめ・今後の課題】

- 男女共同参画社会の実現に向け、市は男女共同参画の必要性を認識し、職員一人ひとりが率先して市民や事業所、関係団体等の模範となるよう、職員に対して政策・方針決定過程への女性の参画をはじめ、庁内における男女平等の推進を図ってきました。職員向けに行ったアンケート調査結果を参考にしながら、今後も、男女ともに働きやすい職場づくりや、行動計画の実効性を高めるよう進捗管理と計画的な推進に努めます。

■ 市民参加による推進事業事例

＜こがねいパレット＞

昭和52年(1977年)に、女性市民が女性の地位向上に関する課題や福祉の実情を話し合い、市の施策反映につなげることを目的とした「福祉を語る婦人のつどい」が開催され、その後10年を経て、さらに広い輪へ発展していくこととなります。昭和62年(1987年)には「福祉を語る婦人のつどい」が市の施策と合体し、「こがねい女性フォーラム」として開催され、以降、男女の様々な観点で市民の実行委員による企画・運営により行ってきました。21世紀を迎え、「女性問題」から「男女共同参画」へと視点がシフトし、平成13年(2001年)に名称を「こがねいパレット」と改める中で、より一層、男女共同参画を地域に浸透させるための役割を担うことが期待されています。

＜情報誌「かたらい」＞

女性問題を様々な角度から取り上げ、広く市民が関心を持ち理解を深めていけるよう、昭和63年(1988年)に市の情報誌として「かたらい」を創刊しました。また、平成12年(2000年)には、男女平等施策へのさらなる市民活力の注入を図るため、市民編集委員制度を導入し、市民と一緒に企画・編集するなど、市民との協働による男女共同参画推進のための体制づくりを進めています。

＜多摩3市男女共同参画推進共同研究会＞

小金井市、国立市、狛江市が共同研究を通じて連携を図り、男女共同参画社会を実現し、地域の活性化と発展につながる取組を行うことを目的に、平成25年度から平成29年度の5年間、補助金を活用しながら各年度研究テーマを設定し研究活動を行いました。また、平成30年度から令和2年度の3年間、各市で公募した市民サポーターとともにワーク・ライフ・バランスについて、社会状況や各世代による考え方の違いなどについて講演会や座談会等を通して学び、各市が今後の啓発活動に活かすことができる内容を成果としてまとめ、本研究会の活動を締め括りました。

＜「聞き書き集 小金井の女性たち」編纂への支援＞

本市の男女平等の取組は、市民参加によって進められてきた長い歴史があり、その背景には様々な分野で活躍する女性たちの姿がありました。そうした女性たちの活動を地域女性史として残すことを目的に、市民グループ「こがねい女性ネットワーク」が「小金井女性史を作る会」を組織、平成15年(2003年)に『聞き書き集 小金井の女性たち－時代をつなぐ－』、平成18年(2006年)に『聞き書き集 小金井の女性たち－時代を歩む－』を編纂・発行し、市はその活動を支援しました。国内外の主要図書館で所蔵・公開されるなど、本市の男女共同参画の歩みを記録する、貴重な財産となっています。

＜市民組織の変遷（婦人問題懇談会～男女平等推進審議会）＞

本市ではこれまで、多くの市民組織が、本市の男女平等及び男女共同参画を推し進めるための活動を展開してきました。昭和59年（1984年）には、幅広い女性の声を市の施策に反映させるため、市内の女性団体や一般市民を中心とした「婦人問題懇談会」を設置、「婦人行動計画」を策定しています。またその翌年には、行動計画の推進を図る組織として「婦人問題会議」を設置しました。平成7年（1995年）、「婦人行動計画」の終了に伴い策定された第2次行動計画を円滑かつ効率的に推進すべく、「男女共同参画研究会議」を発足、平成8年（1996年）には「男女平等都市宣言」に関する審議を進め、その成文化に至りました。その後、第3次行動計画策定時の平成13年（2001年）に設置された「（仮称）第3次小金井市行動計画策定委員会」において、平成15年（2003年）の「小金井市男女平等基本条例」制定に向けた審議・整備が行われ、現在は同条例第5章に基づき「男女平等推進審議会」が組織されています。

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第5次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、「人権尊重」とワーク・ライフ・バランス」の二つを重要なテーマとして様々な取組を進めてきました。

1つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性、男性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的指向や性自認等、あらゆる人々の多様性を認め合い、自らの意思によりその個性と能力を発揮する機会が保証されること、人が人として尊重され、健康を享受し、共に参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

2つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。少子高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。多様な働き方を普及し、テレワークの導入による在宅勤務を活用した働き方なども増加している一方で、在宅による家事、子育てや介護等が女性へ集中し多重負担となりやすい状況があります。地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育児等への参画を促す取組として、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を進めていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものです。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、男女平等意識の醸成を図り固定的性別役割分担意識の解消、多様な性のあり方や性にとらわれない多様な生き方への理解を促進し、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができるよう支援を進めます。

また、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応した配偶者等からの暴力（DV、デートDVなど）の未然防止と、被害者の安全確保や自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待、性犯罪等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組を進めます。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、家庭生活、仕事、地域活動等、あらゆる分野に参画し、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能とする生活環境の整備を図ります。

また、「小金井市女性活躍推進計画」に対応した女性が活躍していくための支援や男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が共に連携し責任を分かち合いながら、それぞれの立場で男女共同参画を理解することで、多角的な視点からの問題提起や、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能になるよう支援に努めます。

また、小金井市特定事業主行動計画に基づき、市内事業所のモデルとなるよう、引き続き市内の男女共同参画を推進します。

3 計画の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	(1)人権・男女平等の意識改革の推進
		(2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重
		(3)多様性への理解の推進
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1)教育の場における男女平等教育の推進
		(2)生涯を通じた男女平等教育の推進
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画)	(1)配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり
		(2)被害者支援の推進
		(3)相談・連携体制の整備・充実
	4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	(1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進
	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1)女性のライフステージに応じた健康づくり
		(2)性差や年代に応じた心と体の健康づくり
	6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)各家庭の状況等に応じた支援
		(2)自立した生活への支援
	II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	1 家庭における男女共同参画の推進
(2)男性の家庭・地域活動への参画促進		
(3)介護等への支援体制の整備		
2 働く場における男女共同参画の推進		(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり
		(2)働く場における男女平等の推進
3 女性の活躍と多様な働き方への支援		(1)女性の就労に関する支援
4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進		(1)地域づくり活動における男女共同参画の推進
III 男女共同参画を積極的に推進する	1 政策・方針決定過程への男女の参画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1)市民参加・協働による事業展開
	3 推進体制の充実・強化	(1)庁内の男女平等の推進
(2)計画の推進体制の強化		

第 4 章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ

人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1

人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

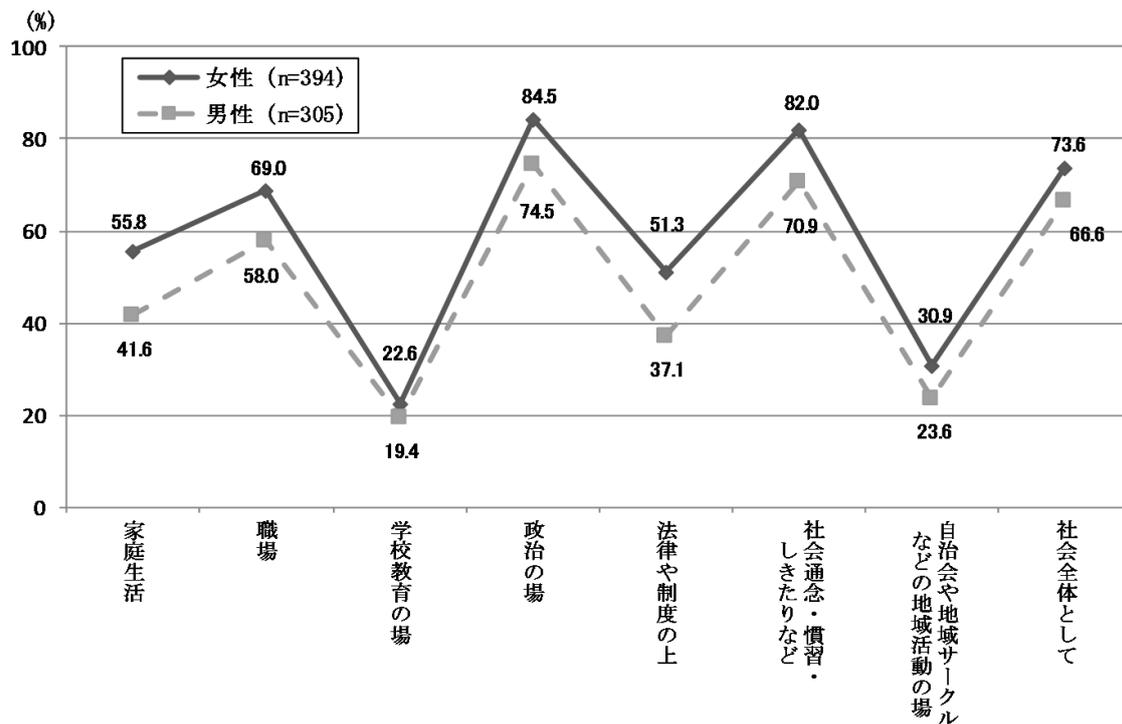
人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくるためには、人権を尊重する意識の向上と、性別による役割分担意識の解消を進め、一人ひとりの意識と行動を切り替えていくための取組が重要です。また、情報化社会が進むなか、人権を侵害するメディア等への対策を進めることも必要となります。

本市ではこれまで情報誌「かたらい」の発行や「こがねいパレット」の開催等を市民とともに進めることで、人権・男女平等に関する情報提供や広報・啓発活動を広く行ってきました。しかし、令和2年に実施した市民意識調査の結果をみると、「社会通念・慣習・しきたりなど」や「政治の場」における「男性優遇」の評価は、男女とも7割以上、「社会全体」においても6割以上と高く、依然として男性優遇社会であると感じている市民が多いことが分かります。

また、令和2年（2020年）2月ごろより日本国内においても感染が広がり始めた新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策により、外出自粛や休業等が余儀なくされました。その結果、令和2年（2020年）7月にすべての女性が輝く社会づくり本部より公表された「女性活躍加速のための重点方針2020」においても、「今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する外出自粛や休業等が行われる中、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事、子育て、介護等の家庭責任の女性への集中や、生活不安・ストレスからのDV等の増加・深刻化などが懸念されている。」と示されました。

こうした状況をふまえ、今後も様々な媒体や機会を通じて、人権尊重・男女平等意識の普及・啓発活動を行い、市民一人ひとりに意識が浸透するよう、取り組むことが必要です。

各分野における《男性優遇》の割合



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

※上記各項目の場における男女平等観を5段階評価（「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」、「男女平等」、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」、「女性の方が優遇されている」）で質問。《男性優遇》は「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計。

施策の方向（１）人権・男女平等の意識改革の推進

人権・男女平等の意識改革を進めるため、講演会等の啓発活動により市民へ働きかけを行います。また、市民の自発的な活動を促進するための情報提供を行い、正しい理解を広める広報・啓発活動を展開していきます。

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進

No	事業名	事業内容	担当課
1	人権に関する啓発資料の作成・活用	<p>人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、人権に関する啓発資料を作成・活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間意識啓発事業用リーフレット（市民及び小中学校教職員配布用）の作成 ・「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレットの作成・配布 	<p>広報秘書課 児童青少年課</p>
2	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	<p>男女平等都市宣言・男女平等基本条例など、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・配布 ・新成人向け啓発資料の作成・配布 ・男女共同参画シンポジウム等を通じた男女平等基本条例等の周知 	<p>企画政策課</p>
3	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	<p>人権・男女平等に関する図書や関係資料の収集に努めます。また、収集した図書や関係資料の貸し出し・閲覧など活用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性談話室における各種資料の配架 ・男女共同参画週間に合わせた図書館におけるテーマ図書の展示等 	<p>企画政策課 図書館</p>
4	情報誌「かたらい」の発行・周知	<p>市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」を発行し、市施設や市内医療機関等で配布するなど広く周知します。</p>	<p>企画政策課</p>

施策② 人権・男女平等に関する講演会等の開催【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
5	人権に関する講演会等の開催	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解など様々な人権をテーマに講演会等を開催します。 ・人権に関する講演会の開催 ・人権啓発物品の配布	広報秘書課
6	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。	企画政策課
7	「こがねいパレット」の開催	男女がともにいきいきと暮らせる社会をめざし、市民実行委員の企画・運営による男女共同参画推進事業「こがねいパレット」を開催します。	企画政策課

topic

小金井市男女共同参画情報誌「かたらい」を発行しています

市では、男女共同参画を推進するため、公募の市民編集委員による企画・取材・執筆で、小金井市男女共同参画情報誌「かたらい」を発行しています。

「かたらい」は市庁舎を始め、市内各施設等に設置しています。ぜひご覧ください。



施策の方向（２）男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性別等に関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、尊厳が守られるよう、人権尊重の視点に立ち、メディアや刊行物等への配慮や人権を尊重する環境づくりに努め、男女共同参画の基盤づくりに進めます。また、国際交流等を通じて互いの文化と人権を尊重する多文化共生のまちづくりに取り組みます。

施策① メディア・刊行物等への配慮

No	事業名	事業内容	担当課
8	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止を図ります。	企画政策課
9	情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して、男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。	指導室
10	表現ガイドラインの周知と活用	<p>「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を周知するとともに、市が発行する刊行物等での適切な表現を使用することを促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページにおける手引きの周知 ・職員研修等庁内における手引きの周知 ・男女平等の視点を取り入れ、男女のバランスに配慮した市報等の発行 	企画政策課 広報秘書課 (関係各課)

施策② 人権尊重における相談対応の充実

No	事業名	事業内容	担当課
11	男女平等に関する苦情・相談の受付	男女平等に関する苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻害する苦情、相談に対応します。	企画政策課
12	人権侵害等に対する相談の実施	<p>性による差別を含む人権侵害を始め、市民の苦情・相談を幅広く受け付け、人権問題の解決等に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権・身の上相談、市民相談 ・女性総合相談 	広報秘書課 企画政策課

施策③ 多文化共生のまちづくり

No	事業名	事業内容	担当課
13	人権・平和に関する講演会等の開催	人権・平和に関する映画会や講演会等を開催します。様々な視点から市民により広く周知、啓発していくことで、多文化共生への理解を図ります。	広報秘書課
14	国際理解教育の推進	市内小・中学校において、留学生や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施します。	指導室
15	在住外国人との交流の推進	多文化共生社会への理解を深めるため、外国籍市民との各種国際交流事業や公民館を活用した学びにおける国際交流事業を実施します。 ・日本語スピーチコンテスト、うどん打ち体験会等 ・生活日本語教室、国際理解講座等	コミュニティ文化課 公民館
16	外国人相談の実施	市内に居住する外国人の日常生活に関する相談・情報提供など、専門の相談員による外国人相談を実施します。	広報秘書課

施策の方向（3）多様性への理解の促進

多様性を理解し、偏見や差別等が解消されるよう取組に努めます。

性の多様性に関する研修会等を実施し、多様な性自認や性的指向への理解を進めていきます。

施策① 性の多様性への理解促進

No	事業名	事業内容	担当課
17	パートナーシップ宣誓制度	パートナーシップ関係にある市民に対し宣誓書受領書等発行する制度を運用します。	企画政策課
18	性の多様性に関する研修会等の実施	性の多様性の理解と支援の促進のため、市職員等を対象にした研修会等を実施します	企画政策課

主要課題2

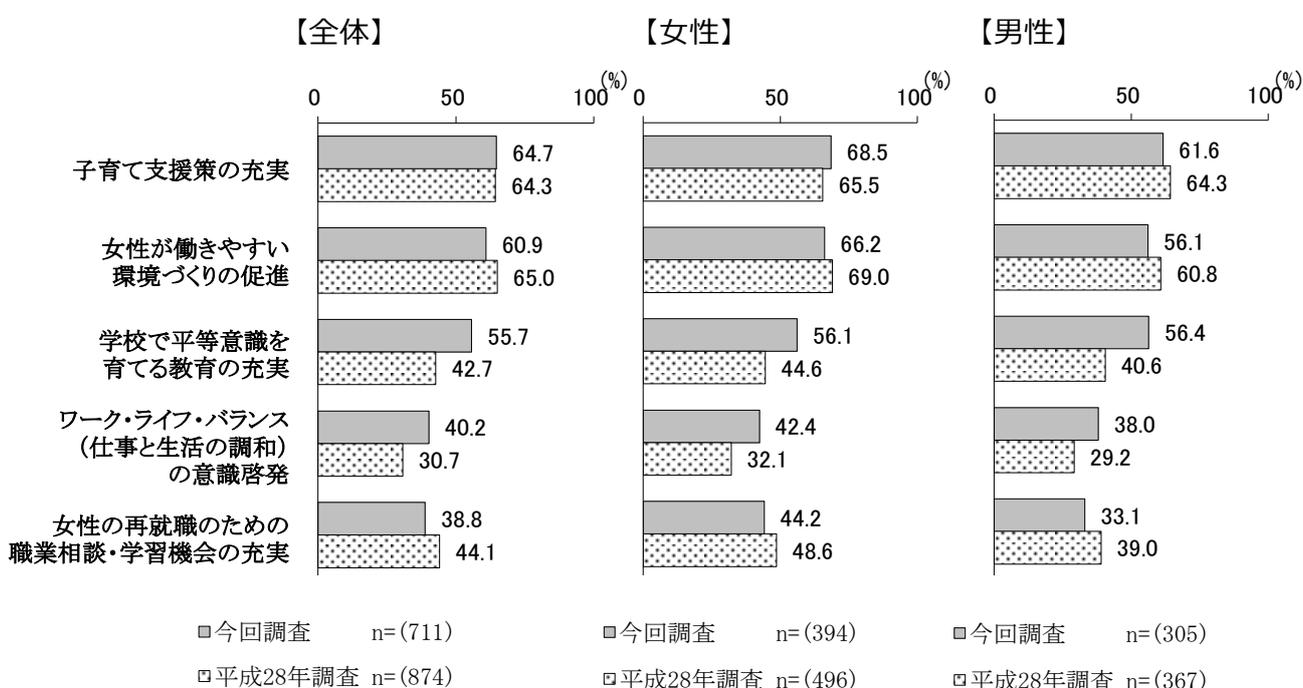
男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、性や年齢に関係なく、一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、その必要性を認識していることが重要です。その点において大きな役割を果たすものが教育や学習です。学校や家庭、地域での教育・学習の機会において、男女共同参画の視点に立つて行う必要があります。

令和2年（2020年）に実施した市民意識調査の結果をみると、男女平等社会を実現するために重要だと思う市の施策は、「子育て支援策の充実」が高くなっています。また、平成28年（2016年）に実施した同調査との比較では、「学校で平等意識を育てる教育の充実」が高い結果となりました。このことから、男女共同参画を推進する上で、男女共同参画の視点に立った子育てや教育の取組が求められていることがうかがえました。

幼少期における教育は、男女共同参画意識形成において重要な役割を果たすことから、男女共同参画の視点に立った保育・教育を推進していきます。さらに、学校卒業後も、それぞれのライフステージや時代に即した、男女共同参画に関する学びの機会を提供していくことが必要です。

男女平等社会を実現するために重要だと思う市の施策（上位5位）



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

施策の方向（１）教育の場における男女平等教育の推進

児童・生徒の成長段階に応じた男女共同参画について理解する教育をすすめ、個々の人格や人権を尊重し合える心を育てていきます。

施策① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	担当課
19	保育・教育関係者に対する研修の充実	保育園及び市立小・中学校に勤務する職員を含めた市職員や教職員を対象に、人権、男女平等・男女共同参画に関する研修を実施します。	職員課 指導室
20	男女平等の視点に立った学校教育の推進	小・中学校における学校活動の中で、男女平等の趣旨を踏まえた人権教育等を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育プログラムを活用した男女平等の視点を含む人権教育 ・職場体験学習における男女平等の視点に立ったキャリア教育 ・個々の能力に応じた進路指導 	指導室

施策の方向（２）生涯を通じた男女平等教育の推進

人生100年時代をまえに、だれもが生涯にわたり、男女共同参画に対する理解を深め、男女平等意識に基づいた行動が実践できるよう、家庭や地域に向けて学習機会の充実に努めます。

施策① 家庭における教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	担当課
21	両親学級の充実	妊娠、出産、育児に関する知識の普及、地域の友だち作りへの支援として、妊婦とそのパートナーを対象とした両親学級を開催します。 <ul style="list-style-type: none"> ・平日コース及び土曜日コースの実施 	健康課
22	エンジェル教室・カルガモ教室の開催	育児上の不安の解消・軽減を目的として、育児知識・育児情報の提供、親子で友だち作りへの支援を主眼としたエンジェル教室・カルガモ教室を開催します。	子育て支援課

No	事業名	事業内容	担当課
23	家庭教育学級の開催	保護者と子どもがともに学習するための場として、市立小中学校のPTA連合会に運営を委託して、家庭教育学級を実施します。	生涯学習課

施策② 地域・社会における教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	担当課
24	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施	地域において、人権尊重・男女平等の視点を踏まえた様々な講座や学習機会を提供します。	公民館
25	男女共同参画に関する講座等の開催支援	市民や市内を中心に活動している団体が、企画・主催する男女共同参画に関する学習会や講座の開催を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・市職員派遣による出前講座 ・市民がつくる自主講座（男女共同参画部門）の開催 	生涯学習課 公民館

主要課題3

配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（小金井市配偶者暴力対策基本計画）

配偶者等からの暴力は個人の問題に止まらず、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。

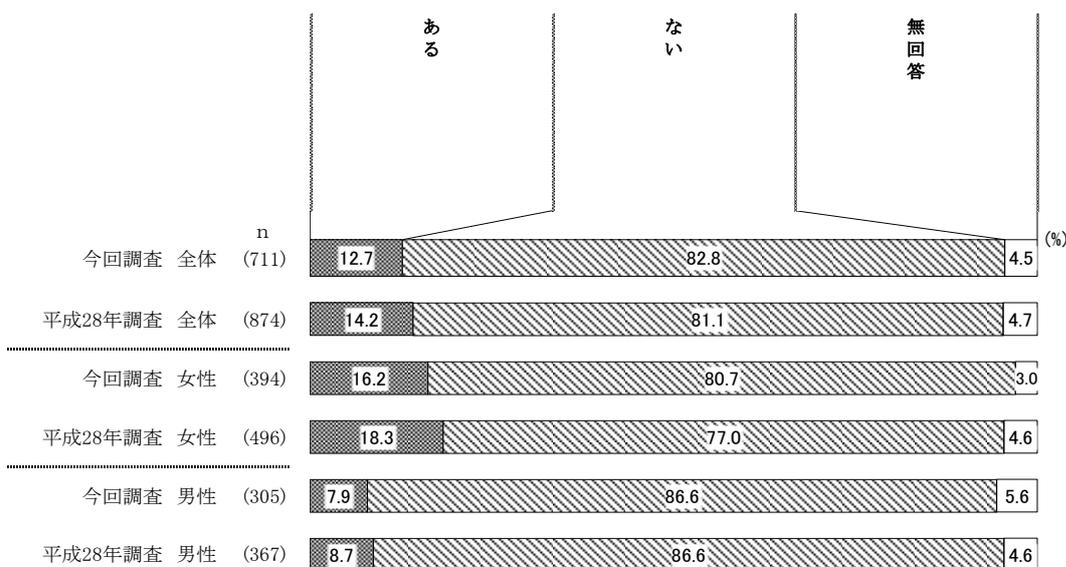
しかし実際には、そうした暴力は個人や家庭内などの限られた間柄における問題であると考えられ、周囲が気づかないうちに、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

本市では、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を平成22年(2010年)に策定し、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手等からの暴力の未然防止や被害者支援の対応を強化してきました。また、学校や地域においては、様々な媒体や機会を通じた啓発活動に取り組むとともに、その根本である命の大切さや他人を思いやる心を養う教育を行ってきました。

令和2年(2020年)に実施した市民意識調査の結果をみると、DVの被害経験は、「ない」が、全体、性別でみても8割以上と高く、平成28年(2016年)に実施した同調査と比較しても大きな差異は見られませんでした。しかし社会全体では、デートDV^{※2}など若年層に広がる暴力被害も問題となっており、若年層を含めたより広い世代への対応が求められる状況です。

こうした状況を踏まえ、配偶者等からの暴力の根絶に向けて、あらゆる暴力を防止していくための啓発を行うとともに、被害者が相談しやすい体制や安全を確保する保護体制の充実を図り、関係機関と連携して被害者が早期に支援を受けられる体制づくりに努めます。

DVの被害経験



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

※2 デートDV
結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

施策の方向（１）配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり

配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、許されるものではないという意識が市民に浸透するよう、あらゆる暴力を未然に防止するための広報・啓発の取組を継続するとともに、早期発見に向けた体制の強化に努めます。

施策① DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

No	事業名	事業内容	担当課
26	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布や市報・市ホームページ、刊行物などによるDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。 ・DV相談カードの配布 ・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた啓発パネルの展示	企画政策課
27	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	企画政策課
28	健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見	各種健診、訪問・相談事業など様々な機会を捉え、迅速に対処できるよう、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携した早期発見・情報提供に努めます。	健康課 子育て支援課 (関係各課)

施策② 若い世代への啓発・教育の推進【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
29	小中学校での人権教育の推進	市内小・中学校において、人権教育プログラムを活用し、暴力の未然防止の意識づくりを推進します。	指導室
30	デートDV防止対策の充実	デートDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。また、若年層に向けた啓発強化に努めます。 ・「知っておきたいデートDV」（リーフレット）のホームページによる啓発 ・成人式におけるDV相談等の案内配付	企画政策課

施策の方向（２）被害者支援の推進

被害者の安全を確保し、自立・生活再建に向けて、生活・就労・経済面での支援をする
とともに、子どもを含めた家庭に対する心理的ケアに配慮した支援など、庁内・外の関係
機関との連携を強化し切れ目のない支援に努めます。

施策① 安全確保と自立支援の実施

No	事業名	事業内容	担当課
31	被害者の安全確保のための関係機関との連携	庁内関係各課及び警察等関係機関と連携し安全確保に努め、また被害者の自立支援を推進します。	企画政策課 (関係各課)
32	被害者等に関する個人情報保護の支援	DV等被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課 市民課 (関係各課)
33	生活の再建に向けた支援と情報提供	DV被害者の生活再建に向け、関係機関、庁内関係各課と連携した各種相談支援や必要な情報提供に努めます。	企画政策課 (関係各課)
34	要保護児童の保育・就学等の支援	DV被害者が養育する子どもの保育や就学等について、児童相談所、子ども家庭支援センター、教育相談所等の関係機関と連携し、支援を行います。 ・保育に関する支援 ・就学等に関する支援	保育課 学務課 指導室 (関係各課)

topic

DVについて

パートナーからの暴力（DV）に悩んでいませんか。

暴力には、なぐる、ける、物を投げつける、大声で怒鳴る、無視し続ける、交友関係を制限する、勝手に相手の電話・メールをチェックする、生活費を渡さないなど、様々なものがあります。暴力は次第にエスカレートして、被害が深刻となることがあります。

相手との関係が「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、ひとりで悩まず、市・東京都・国の相談窓口や警察など関係機関へ一度ご相談ください。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

施策の方向（3）相談・連携体制の整備・充実

相談機能の整備・充実、窓口に関する情報の周知を進めるとともに、被害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう取り組み、相談機能や連携体制の充実を図ります。また、配偶者暴力相談支援センターに求められる機能についての研究を引き続き進めていきます。

施策① 相談体制の整備・強化

No	事業名	事業内容	担当課
35	女性総合相談の活用	女性が生活の中で直面している様々な悩みを相談できる場として、女性総合相談を実施します。また、民間支援組織等の情報収集に努め、相談を通じ必要に応じた情報提供を行います。	企画政策課
36	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課
37	相談対応能力の向上	関係機関による研修会等へ参加し、DVに関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上に努めます。	企画政策課 (関係各課)

施策② 連携体制の充実

No	事業名	事業内容	担当課
38	庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化	関係各課における情報共有や、状況に応じた警察等関係機関との情報共有など、連携強化に努めます。	企画政策課 (関係各課)
39	配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究	国・東京都等の情報誌等を活用し、他自治体の配偶者暴力相談支援センターに関する情報を収集します。	企画政策課

主要課題4

ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等は、DVと並び男女共同参画社会の形成を阻む一因です。これらの行為は、家庭や学校、地域、職場など様々な生活の場で発生する可能性があり、だれもが被害者となる恐れがあるもので、社会的に許される行為ではなく、その防止と支援に向けた取組が求められます。

また近年はスマートフォンの普及やインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、「リベンジポルノ」など、様々な個人の尊厳を傷つける暴力行為が問題となっています。

全国的にみると児童虐待の通告児童数の推移は年々増加傾向にあることから、関係機関とのネットワークを強化する必要があります。

家庭や学校、地域、職場など様々な生活の場における市民一人ひとりの安心と安全が守られるよう、ストーカーや各種ハラスメント、虐待等の行為に対して、適切な対応・支援体制が引き続き重要となります。

施策の方向（1）ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進

セクシュアル・ハラスメントを始めとする各種ハラスメントやストーカー、虐待等の防止に向けて、意識啓発と相談窓口の整備・充実を進めていきます。

施策① ストーカーやセクシュアル・ハラスメントの防止対策・支援等の充実

No	事業名	事業内容	担当課
40	被害者等に関する個人情報保護の支援	ストーカー被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課 市民課 (関係各課)
41	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	セクシャル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止について啓発するとともに、相談先等の周知に努めます。 ・男女平等に関する苦情処理窓口の設置、女性総合相談の実施 ・人権・身の上相談の実施 ・市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課 広報秘書課 (関係各課)

施策② 虐待等の防止対策・支援等の充実

No	事業名	事業内容	担当課
42	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止と早期発見、被害者保護に向け、関係機関のネットワークを基に適切な支援を実施します。 ・虐待防止、権利擁護に関する啓発 ・要保護児童対策地域協議会の開催 ・障害者虐待防止センターの運営	子育て支援課 介護福祉課 自立生活支援課

主要課題5

生涯を通じた心と身体健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に不可欠です。特に、女性は妊娠や出産を含め、生涯を通じて男性とは異なる身体上・健康上の問題に直面することがあります。このような女性特有の健康問題に対して支援していくとともに、女性自身の自己決定が十分に尊重され、的確な自己管理を行えるよう支援していくことが重要です。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)は、このような視点に立った概念であり、女性だけでなく、社会全体の理解を深めることが重要です。

また、生涯を通じて健康な心身を維持することは、自立した生活を営んでいく上で欠かせない要素であり、市民共通の願いでもあります。市民一人ひとりが、健康で安全な暮らしを続けられるよう、食生活やスポーツなどを通して、それぞれのライフステージに応じた健康管理と健康づくりを応援していく必要があります。さらに、うつ病を始めとする心の健康の問題や、経済・生活問題が原因と考えられる自殺の増加などの課題についても、引き続き支援するとともに、相談支援体制の更なる強化を図る必要があります。

施策の方向(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり

妊娠・出産期にある女性の母性保護と母子保健の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解を深めるための情報提供に努めます。

施策① 母子保健事業等の推進

No	事業名	事業内容	担当課
43	各種健(検)診、保健指導等の充実	妊婦に対し母子健康手帳を交付し、母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を実施します。 ・妊婦健康診査 ・超音波検査、子宮頸がん検診	健康課
44	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	健康課

No	事業名	事業内容	担当課
45	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	妊娠・出産について女性自身が自己決定し、健康を享受することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供に努めます。	企画政策課

topic

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）ってなんだろう？

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足の良い性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

（内閣府男女共同参画局 用語集）

施策の方向（2）性差や年代に応じた心と体の健康づくり

生涯にわたって、だれもがいきいきと充実した生活が送れるよう、各年代に応じた心と体の健康づくりを支援するとともに、健康と性に関する啓発と学習機会を提供していきます。

施策① 健康づくりの推進

No	事業名	事業内容	担当課
46	各種健（検）診等の実施	生活習慣病を中心とした疾病の予防・早期発見・改善に向け、ライフステージや性差に応じた各種健（検）診等を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診、特定保健指導 ・ 集団健康診査 ・ 各種がん検診（子宮がん検診、乳がん検診等） ・ 骨粗しょう症検診 	保険年金課 健康課

No	事業名	事業内容	担当課
47	健康相談等の実施	健康保持・推進、健康意識の向上に向け、健康相談会や健康講演会を開催します。	健康課
48	健康手帳の交付	各種健（検）診受診時などに、40歳以上の市民を対象に自らの健康管理に役立つ「健康手帳」を交付します。	健康課
49	医療機関等との連携	休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する初療施設を確保します。	健康課
50	食育の推進	「食」を通じた生活の質の向上を図ることを目的として、栄養個別相談や栄養集団指導を実施します。	健康課
51	自殺予防に向けた取組の推進	メンタルヘルスや悩み相談など、自殺予防に向けた取組を推進します。 ・メンタルチェックシステムの活用 ・ゲートキーパ養成研修 ・相談先の周知	健康課

施策② 健康と性に関する学習・啓発の充実

No	事業名	事業内容	担当課
52	成人を対象とした健康教育の実施	ライフステージに応じた望ましい生活習慣や健康づくりの促進に向け、各種健康教育を実施します。 ・糖尿病予防教室 ・骨粗しょう症予防教室 ・メタボリックシンドローム予防教室	健康課
53	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力を行います。	健康課
54	性的な発達への適応などの健康安全教育	学習指導要領における飲酒・喫煙・薬物の問題や発達段階に応じた性に関する指導などについて共通理解を図りながら指導します。	指導室

主要課題6

様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

晩婚化、未婚化、高齢者人口の増加などの社会状況の変化により、単身世帯やひとり親世帯が増加し、特に女性については、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困等、生活上の困難に陥りやすい状況にあることが指摘されています。

仕事や家事・子育ての負担や経済的な負担がひとり親家庭ではより大きくなり、子育てでも仕事もすべて一人で抱え、不安定な形態での就労を余儀なくされるケースが多くなっていると言われています。

一人ひとりが地域社会の一員として、心豊かな暮らしを実現することや支援を必要とする人が、安心して相談でき、必要な支援に繋がられるよう取組を進めていく必要があります。

施策の方向（1）各家庭の状況等に応じた支援

生活の自立と安定を図るため、生活・就労・養育等において、様々な課題を抱える家庭等に対し、各家庭のニーズに応じた支援を提供します。

施策① 支援が必要な家庭への各種サポート

No	事業名	事業内容	担当課
55	援助を必要とする家庭への子育て支援事業の充実	援助の必要な子育て家庭に、専門員による訪問相談や各種訪問支援員を派遣するなど、支援を行います。 ・育児支援ヘルパーの派遣、養育支援訪問事業の実施	子育て支援課
56	ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事や育児支援のサービスを提供します。	子育て支援課

施策の方向（２）自立した生活への支援

ひとり親家庭等を始め、様々な困難を抱える家庭が地域で自立し、安心して生活ができるよう、相談機関の周知や連携を進めるとともに、相談支援体制の充実・強化に努めます。

施策① 各種相談支援の実施

No	事業名	事業内容	担当課
57	生活困窮者自立相談支援事業の実施	福祉総合相談窓口において、生活困窮者の複合的な課題に対応する相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行います。	地域福祉課
58	「女性総合相談」の充実（No.35 再掲）	女性が生活を営む中で直面している様々な悩みについて、気軽に相談できる場として女性総合相談を実施し、必要に応じた情報提供や保育に対応するなど充実に努めます。	企画政策課
59	ひとり親家庭及び女性の相談支援の充実	様々な問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相談者のニーズにあわせた社会的自立を支援します。	子育て支援課
60	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携	人権侵害を始め、幅広い分野で各種相談支援を行い、市民の苦情・相談を受け付けます。また、必要に応じた相談機関の周知等相談支援の充実に努めます。	広報秘書課
61	総合的で複雑な課題に関する相談の受付	「福祉総合相談窓口」において、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての市民を対象に、総合的で複雑な課題の解決に向けた支援を行います。	地域福祉課

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

主要課題1

家庭における男女共同参画の推進（小金井市女性活躍推進計画）

男女がともに仕事と子育て、介護、地域活動など自らの望むバランスを実現し、充実した生活を送るためには、多様な働き方を支援するための環境の整備が欠かせません。

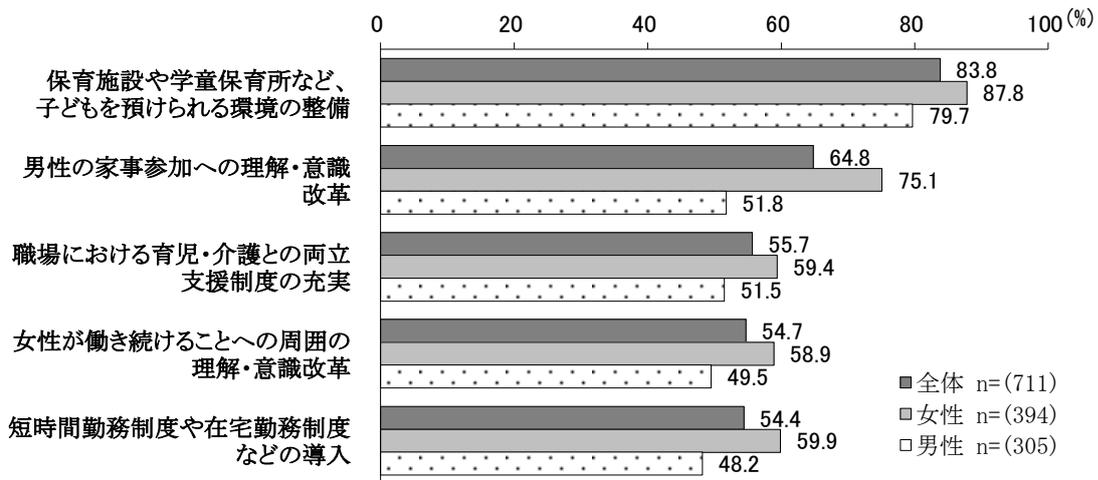
女性の就業率の高まり、ライフスタイルや世帯構造の変化にもかかわらず、今なお固定的な性別役割分担意識は根強く、家庭生活における男女の役割分担にも現れています。

本市ではこれまでも、各個別計画に基づき、必要な子育て支援や介護等のサービスの充実を図ってきましたが、令和2年（2020年）に実施した市民意識調査の結果をみると、女性の就労継続のために必要なことでは「保育施設や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が男女とも依然として高い割合を占めています。また、男性の家事・育児の参加をあたりまえと思う割合が高くなっていますが、依然として女性が家事に時間を割いている時間が多い状況がうかがえます。

さらに、晩婚化・晩産化の進行に伴い、子育てと介護の同時進行に直面する「ダブルケア」の問題や、仕事を持ちながら親の介護をする家族の介護離職も依然として課題となっています。

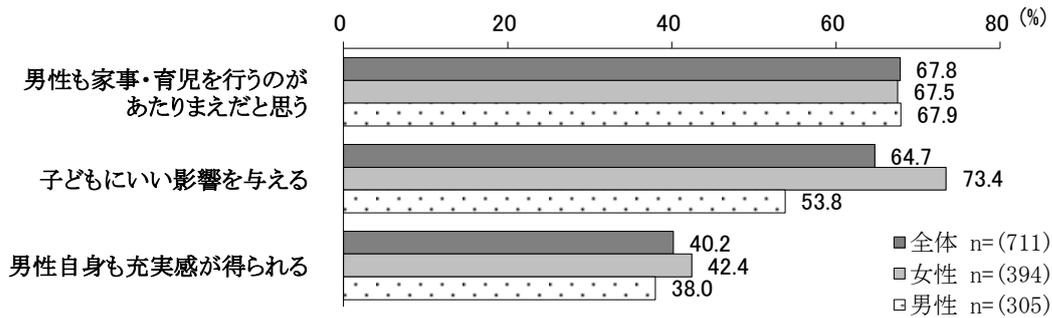
男女が共に家事・育児・介護等を担いながら、「ワーク・ライフ・バランス」を実現するためには、労働環境の改善とともに、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見の解消が必要です。男性の意識改革に加え、男性も家事・育児・介護等に積極的に取り組めるよう、周囲の理解と、職場等の意識変革も含めた環境づくりが求められます。

女性の就労継続のために必要なこと（上位5位）



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

男性の家事・育児の参加について（上位3項目）



順位	女性 n=(394)		男性 n=(305)	
1	子どもにいい影響を与える	73.4%	男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う	67.9%
2	男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う	67.5%	子どもにいい影響を与える	53.8%
3	男性自身も充実感が得られる	42.4%	男性自身も充実感が得られる	38.0%

資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

施策の方向（1）育児支援体制の整備

子育てと仕事の両立を支援するために、待機児童の解消をはじめ、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実と情報提供を進めていきます。

施策① 地域での子育て支援体制の充実

No	事業名	事業内容	担当課
62	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	待機児童解消に向けた保育施設の整備の他、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。	保育課
63	学童保育の推進	保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない小学校1年生から3年生まで（障がいのある児童は4年生まで）の児童の健全な育成を図ることを目的に、学童保育を推進します。	児童青少年課
64	居宅訪問による子育て支援事業の充実	出産後における母子の健康維持と心身のケアや、援助の必要な家庭への相談支援など、居宅訪問による子育て支援事業の充実を図ります。 ・新生児及び妊産婦を対象とした訪問指導 ・援助の必要な家庭を対象とした訪問相談や各種訪問支援	健康課 子育て支援課
65	親子で交流できるひろば事業の推進	親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を行います。 ・子ども家庭支援センター「親子あそびひろば」 ・児童館「子育てひろば事業」、学童保育所「学童ひろば」	子育て支援課 児童青少年課
66	放課後子ども教室の実施	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りのため、地域教育力を活用した市立小学校の校庭・教室などで、「放課後子ども教室」推進事業を実施します。	生涯学習課

No	事業名	事業内容	担当課
67	子育てに関する情報提供・相談の充実	<p>育児不安を解消するための子育て相談や子どもの健康相談、子育てに関する情報提供など、地域での子育て支援の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターや市内集会施設における乳幼児個別健康相談 ・子ども家庭支援センターにおける子育て相談、子育て講座他 ・市立保育園における子育て相談や園庭開放、育児講座 	健康課 子育て支援課 保育課

施策の方向（２）男性の家庭・地域活動への参画促進

男性自身が男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについての認識を深め、意識改革を図ることや、男性自身が子育てや介護の知識を持つことにあわせ、パートナーと共に子育てを楽しみながら、情報交換できる仲間づくりを進めます。

施策① 男性の家事・育児・介護への参画促進【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
68	母子保健に対する男性への啓発・支援	妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーにも知ってもらうため、母子手帳の交付とともに「父親ハンドブック」を配布します。	健康課
69	父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施	出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーが参加しやすい環境を整えます。 ・両親学級 ・エンジェル教室・カルガモ教室	健康課 子育て支援課
70	父親向け交流事業の推進	父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。 ・子ども家庭支援センター親子あそびひろば「ゆりかご」での交流の推進 ・児童館の子育てひろば	子育て支援課 児童青少年課
71	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族（男性介護者も含む）等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とし、男性介護者も参加しやすいようなテーマ設定を考慮して家族介護教室等を実施します。	介護福祉課

施策② 男性の地域活動への参画促進

No	事業名	事業内容	担当課
72	男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	男性が地域参加しやすいよう、各種講座については男性も興味を持てるようなテーマ設定に配慮します。また、「市民がつくる自主講座」説明会を通じ、男性の地域参加促進の視点も踏まえた講座実施を促します。	公民館
73	地域参加講座の開催	シニア世代を対象に、地域参加へのきっかけづくりと参加促進のための講座を実施します。	生涯学習課

施策の方向（3）介護等への支援体制の整備

男女がともに、高齢者や障がい者等の介護における役割を担うとともに、介護を担う方の負担軽減を図るため、各種福祉サービスの充実、サービス利用に関する情報提供に努めます。

施策① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実

No	事業名	事業内容	担当課
74	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	介護を必要とする方が地域での在宅生活を継続できるよう、またその家族が仕事と介護の両立が無理なくできるよう、各種サービス提供体制の充実と、サービス利用に関する相談を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターによる相談対応 ・高齢者福祉のしおりの発行 ・介護保険サービス利用Q & Aの発行 	介護福祉課
75	障がい福祉サービスの推進と相談支援	障がい者の自立と社会参加を支援するため、様々な相談に応じた助言や指導等を行い、障害福祉計画に基づく障害福祉サービスの適切な提供に努めます。	自立生活支援課
76	家族介護者への支援の充実（No.71 再掲）	要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等を実施します。	介護福祉課

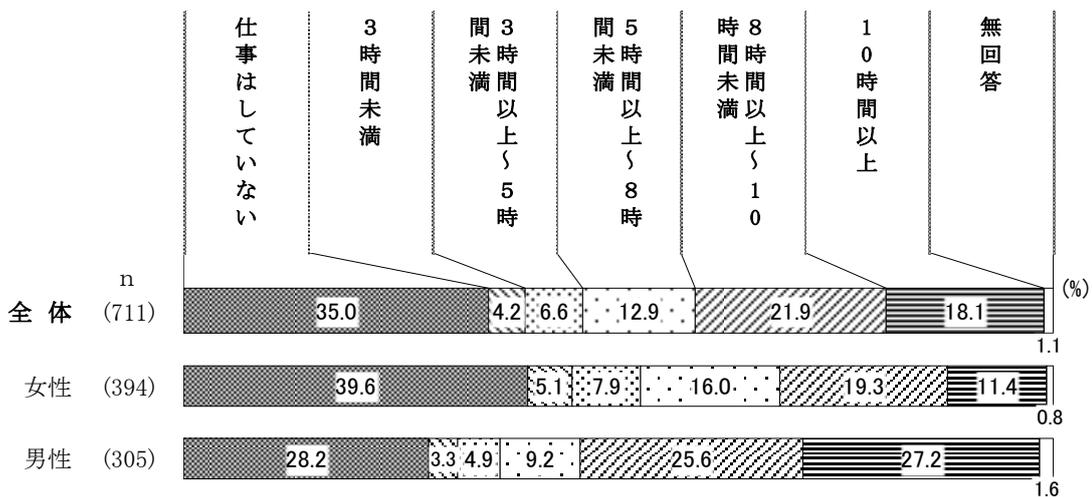
働く場における男女共同参画の推進（小金井市女性活躍推進計画）

内閣府が示す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

しかし、依然として、男性・正社員の長時間労働や男女の賃金格差、非正規労働者の固定化など、就労をめぐる問題は多くあります。令和2年（2020年）に実施した市民意識調査の結果をみても、仕事に携わる時間は、8時間以上が女性で30.7%、男性で52.8%となっており、特に男性は「10時間以上」でみても27.2%と高く、長時間労働の傾向があります。しかし、生活における優先度の理想をみると、理想の生活の優先度は、男女とも『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先したい」が比較的高くなっています。

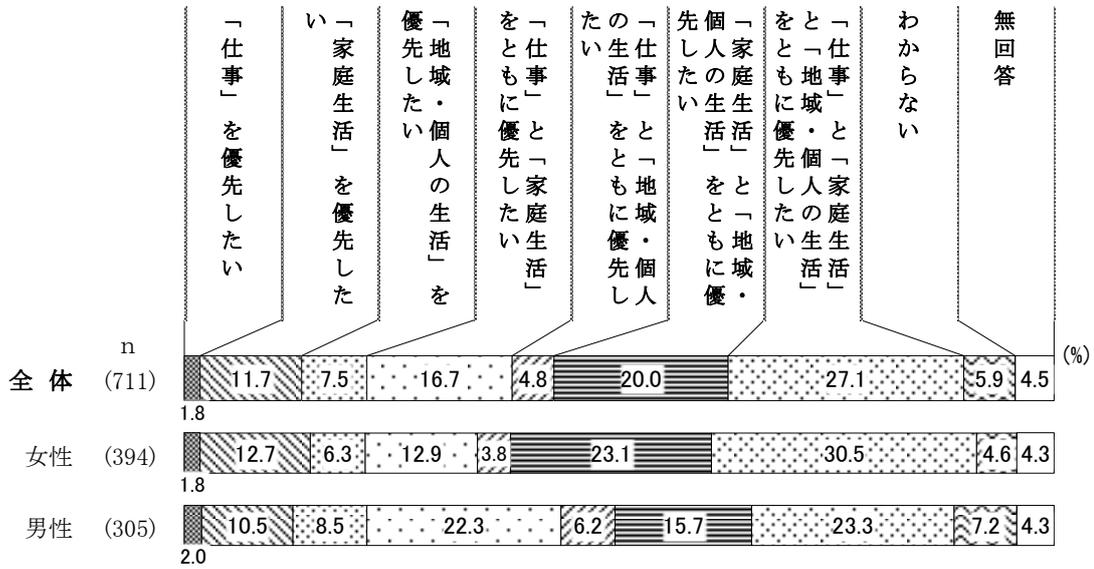
人生100年時代をまえに、性別に関わりなく働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりを視野に入れながら、一人ひとりが働きやすく、自らの能力の向上や活躍をめざすことができる社会に向けワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図っていきます。

仕事に携わる時間



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

生活における優先度（理想）



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

施策の方向（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり

自らの希望するバランスで仕事と生活の調和が図れるよう、市民、事業者に対して、多様な柔軟な働き方についての情報提供を行うなど、各種制度の普及、啓発等により、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めます。

施策① 一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
77	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発	市報・市ホームページ等を通じた周知をはじめ、こがねいパレット等様々な場を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めていきます。	企画政策課 （関係各課）
78	多様な働き方の普及・啓発	各種リーフレットの配布や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなど、様々な場を活用し、多様な働き方の普及・啓発に努めます。	経済課

施策の方向（２）働く場における男女平等の推進

性別によらず、だれもが個人の能力を十分に発揮し、雇用機会や待遇等が確保されるよう、相談窓口の周知や各種情報提供を行うとともに、事業所の主体的な取組を促します。

施策① 雇用の場における男女共同参画

No	事業名	事業内容	担当課
79	労働相談などの各種相談窓口の周知	労働相談などの各種相談窓口の周知を行います。 ・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布 ・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用 ・メンタルチェックシステムの活用	経済課 (関係各課)
80	関連法令等の周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。 ・市ホームページによる「男女雇用機会均等月間」等の周知 ・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用 ・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	企画政策課 経済課
81	公共調達における男女共同参画の尊重	総合評価落札方式の一般競争入札を適用する場合において、男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とします。	管財課

主要課題3

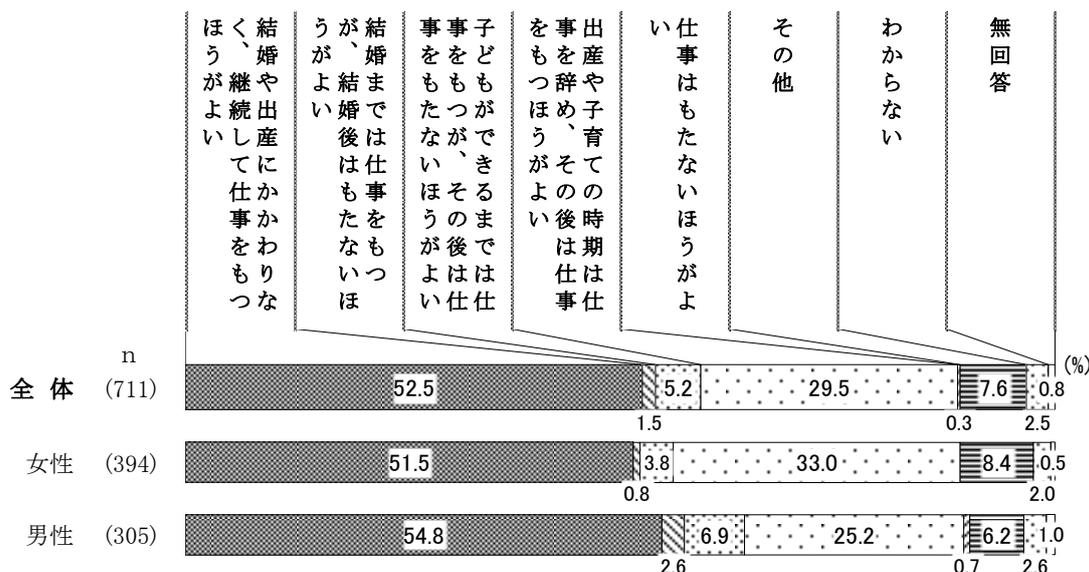
女性の活躍と多様な働き方への支援（小金井市女性活躍推進計画）

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティの推進につながり、重要な意義を持っています。

しかし、令和2年に実施した市民意識調査の結果をみると、女性が仕事を持つことに対する考えは、男女とも「結婚や出産にかかわらず、継続して仕事をもつほうがよい」が半数を超えていて、女性が仕事を持つことに対する意識は高い傾向にあることが分かります。

様々な生き方、働き方があることを前提に、各人が自らの希望により就業形態を選択し、能力を十分に発揮することができるよう、就業、起業等においても、女性が活躍できるよう支援を進める必要があります。

女性が仕事を持つことに対する考え



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

施策の方向（１）女性の就労に関する支援

就職、再就職、起業等を希望する女性に対し、情報提供や相談支援等、女性の就業、職域拡大、キャリアアップ、起業を促進するための様々な支援を行っていきます。また、農業・自営業等に携わる男女がともに快適に働くことができるよう、就労環境の改善に向けた取組を促進します。

施策① 女性の就業支援・起業支援

No	事業名	事業内容	担当課
82	女性のための就職支援講座	就労を希望している女性に対し、東京しごとセンター多摩と連携し、女性のための就職支援講座を開催します。	企画政策課
83	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	経済課
84	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	経済課
85	東小金井事業創造センターを活用した起業支援	女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。	経済課
86	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	経済課

施策② 農業・自営業等における男女共同参画の推進

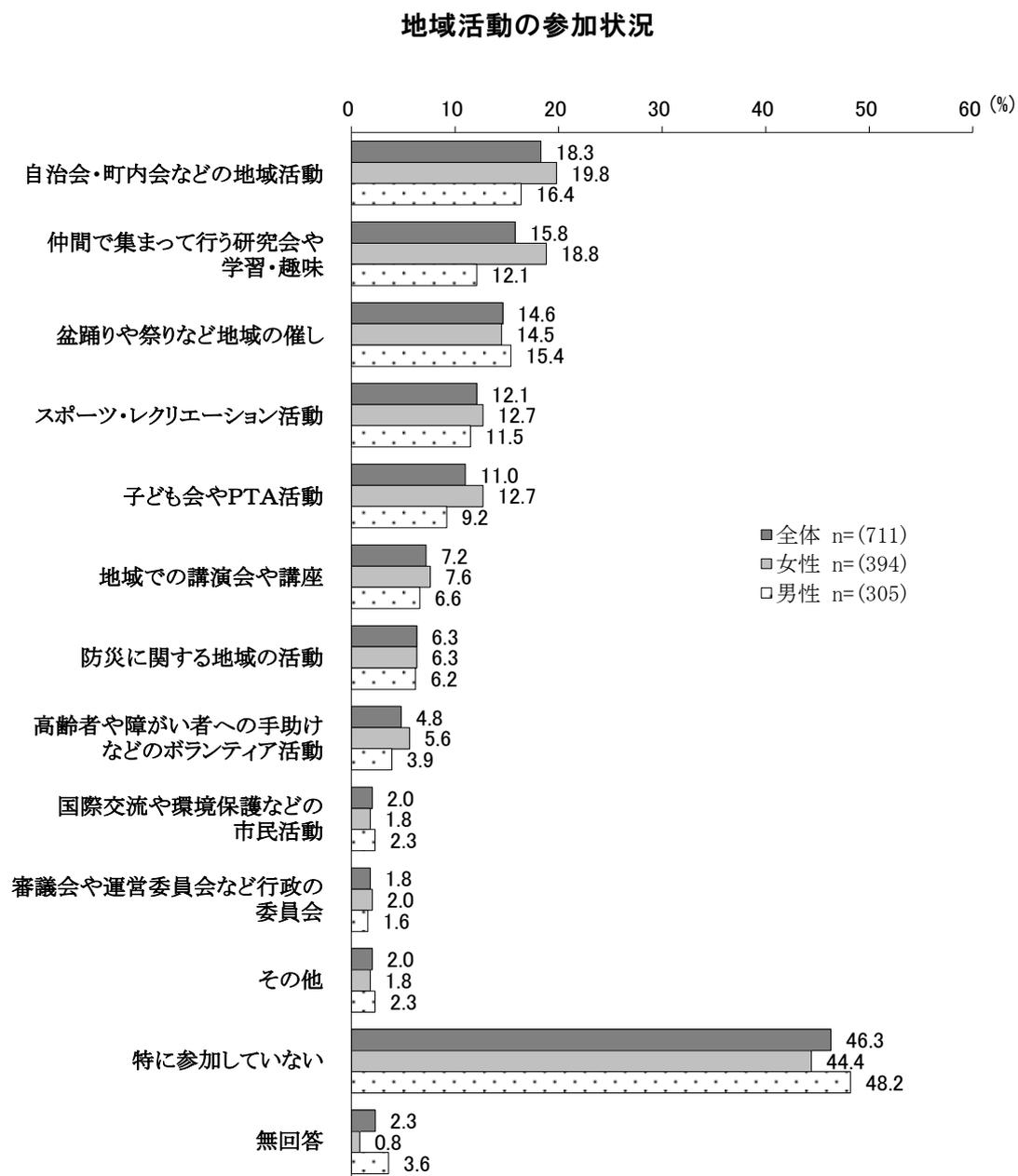
No	事業名	事業内容	担当課
87	女性農業者への研修の促進	東京都農業経営者クラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等への女性農業者への参加を促進します。	経済課
88	家族経営協定の締結促進	家族経営協定を結ぶ認定農業者を増やすため、広報を積極的に実施する他、農家支部別座談会等を活用して家族経営協定についての説明を行います。	経済課
89	商工会等との連携	経営力向上や地域振興を目的とした小金井市商工会青年部、女性部の活動を支援します。	経済課

主要課題4

市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

個人が自らの持つ能力や知識を活かし、生きがいを持って地域社会に関わっていくことは、一人ひとりが充実した生活を実現することにつながります。市内には地域で活動を展開する市民活動・ボランティア活動団体やNPO法人が多く、市民と地域活動との関わりは非常に身近であるといえます。活力あるまちづくりを推進するためには、多様な人材や団体が地域で活躍することが必要です。

令和2年（2020年）に実施した市民意識調査の結果をみると、地域活動の参加状況は男女とも「特に参加していない」が最も高く、参加している活動をみると、おおむね女性が男性よりも高くなっている傾向にあります。地域の中心的役割を担える女性リーダーの育成も視野に入れ、女性のエンパワーメントに注力していくことや、また地域活動に関する情報提供や団体育成及び活動の場の提供などにより、ボランティア活動や地域活動への関心を高め、引き続き参画を促進することが必要です。



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

施策の方向（1）地域づくり活動における男女共同参画の推進

地域活動やボランティア等に、男女がともに積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援します。また、地域での男女共同参画の意識を深め、自治会長など地域リーダーへの女性の起用を促進します。

施策① 地域活動団体等の活動促進

No	事業名	事業内容	担当課
90	市民活動団体等の活動の支援	市民を対象に、協働意識の向上を目的として、市内NPO法人により構成されるNPO法人連絡会と共催して講演会を実施します。	コミュニティ文化課
91	青少年のための各種教室等の開催	青少年を対象としてスポーツや科学の楽しさや学ぶ楽しさを伝えるため、各種教室、催事等の開催を支援します。 ・スポーツ教室の実施 ・科学の祭典の開催	生涯学習課
92	各地域活動団体への支援	高齢者福祉や、環境、子育て支援、青少年健全育成など、様々な領域で活動する地域団体の活動を支援します。	介護福祉課 子育て支援課 児童青少年課 生涯学習課

施策② 地域における女性のエンパワーメントの拡大

No	事業名	事業内容	担当課
93	国内研修事業への参加の促進	男女共同参画への市民参加を促進するため、国内研修事業への参加費用の一部を補助します。	企画政策課
94	児童館ボランティアの育成	児童館事業（夏期クラブ、わんぱく団等）で、中・高校生世代のボランティア育成に取り組みます。	児童青少年課

No	事業名	事業内容	担当課
95	ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成	地域を支える人材育成としてボランティア講座を開催し、各種研修会を通じた地域リーダーの育成に努めます。 ・小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学連携によるボランティア講座 ・地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会	生涯学習課
96	市民活動団体リストの活用	市民活動団体の活動情報発信、他団体との交流・連携とともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるよう、市民活動団体リストを作成・更新します。	コミュニティ文化課

基本目標Ⅲ

男女共同参画を積極的に推進する

主要課題1

政策・方針決定過程への男女の参画

政策・方針決定過程への男女の参画は、生活に関わる身近な課題に多様な意見を公平・公正に反映させることができ、市民があらゆる分野において利益を享受することにつながります。

また、近年、国内各所で大規模な自然災害が発生しています。災害時は、女性と男性では受ける影響に違いが生じるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があります。

社会は、多様化、複雑化しており、政策・方針決定過程に女性の参画が進むことは、多様な価値観を取り入れた豊かで活力のある社会の実現にもつながります。あらゆる分野の政策・方針決定過程への男女の参画を引き続き促進します。

施策の方向（1）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

審議会等に参画する女性委員の比率向上の取組を進めます。また、地域と行政が一体となって課題解決を図るために防災・防犯などの分野において、男女がともに参画し、活躍できるよう取り組んでいきます。

施策① 男女の市政参画の促進【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
97	審議会委員等への女性の登用の促進	審議会等への女性参画率目標 50%に向け、定期的の実態把握を行うとともに、全庁に向け、一層の女性登用を促します。	企画政策課
98	防災・防犯分野における男女共同参画の推進	防災・防犯分野における審議において、様々な意見を得られるよう男女の偏りが無いよう配慮し、審議会委員等における女性比率の向上を図ります。また、男女双方の視点に配慮した防災・防犯対策を推進します。	地域安全課

No	事業名	事業内容	担当課
99	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	市女性職員におけるキャリアデザイン支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るため、女性キャリア支援研修を実施します。また、教職員に対し、主任教諭、主幹教諭、管理職への受験勧奨を行います。	職員課 指導室

主要課題2

市民参加・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、市が実施する施策だけではなく、市民、事業所、関係団体等の地域社会全体が課題を共有し、互いの役割と責任を果たしながら、自主的、主体的な活動をすることは重要です。

本市では、平成16年（2004年）に「小金井市市民参加条例」を施行し、市民の市政への参加と、行政と市民との協働を重視したまちづくりに向けた取組を進めています。また、平成15年（2003年）に施行された「小金井市男女平等基本条例」においても、市民や事業者、団体等との連携・協力のもと、男女共同参画を推進することがうたわれています。

市民一人ひとりがそれぞれの立場で男女共同参画の意義や必要性を認識し、主体的な取組を行えるよう、引き続き、市民参加と協働のもとに男女共同参画施策を推進していきます。

施策の方向（1）市民参加・協働による事業展開

市民、市民活動団体等とパートナーシップを築き、市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。

施策① 市民や地域団体との協働

No	事業名	事業内容	担当課
100	男女共同参画関係団体への支援・連携	男女共同参画関係団体が主催する事業の後援など、市民や地域団体と協働しながら広く市内の男女共同参画を推進します。	企画政策課

No	事業名	事業内容	担当課
101	市民や市民活動団体等との連携	<p>市民参加による男女共同参画施策の実施や、市内で活動する様々なNPO法人、活動団体と連携した市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民編集委員による情報誌「かたらい」の発行 ・市民実行委員等との連携による「こがねいパレット」の実施 ・提案型協働事業の実施 ・市職員の市内NPO法人派遣研修の実施 	企画政策課 コミュニティ文化課 職員課

施策② 参画を促す環境づくり

No	事業名	事業内容	担当課
102	多様な市民参加の推進	市民参加条例に基づき、附属機関等における委員構成は、男女の偏りが無いよう配慮し、多様な市民参加を推進します。	企画政策課
103	(仮称)男女平等推進センター整備の検討	他の公共施設の検討の機会を捉え、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報の把握に努めます。	企画政策課
104	女性談話室の活用	男女共同参画関係資料等の情報提供を行うとともに、オープンスペース利用の周知を行い、女性談話室の活用を図ります。	企画政策課

主要課題3

推進体制の充実・強化

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野や市民生活の様々な分野に関わるものです。そのため、市民、ボランティア、NPO、企業などの多様な主体と連携して、それぞれの持つ資源やノウハウを活用し、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かちあいつつ、取り組む必要があります。また、市職員一人ひとりが男女共同参画を実践し、男女共同参画の視点を持って取組を進めていくことも重要です。

本市では、「小金井市特定事業主行動計画」に基づいて、子育てや介護との両立に対する理解の促進と職場環境の整備、女性職員の活躍支援に努めています。本市職員の男女共同参画の推進状況については、管理職者に占める女性の割合は16.9%（令和2年4月1日現在）となっており、庁内の様々な部門での男女平等の視点にたった職員配置をより一層進め、多角的な視野からの行政運営に今後も努めていく必要があります。

今後も、施策推進の中心となる職員一人ひとりが男女共同参画について理解し、意識をもちながら日々の仕事に取り組み、男女共同参画のさらなる推進にむけて、庁内の連携を充実させることで、有効的かつ総合的な計画の推進体制の確立を図ります。

施策の方向（1）庁内の男女平等の推進

多様な視点からの施策推進に向け、職員一人ひとりが市民の先頭に立って男女共同参画社会を体現できるよう、庁内関係部署と連携し庁内の環境づくりを進めます。

施策① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
105	働きやすい職場環境の整備	一人ひとりが働きやすい職場環境をめざし、小金井市特定事業主行動計画に基づき職場環境を整備します。また、教職員については、各種研修会や推進委員会を通じて、男女平等に向けた環境整備と理解を深めます。	職員課 指導室
106	男女平等の視点に立った配置内容への配慮	市職員を対象とした人事異動・昇任の際は、男女平等の視点に立った配置を実践します。	職員課

施策の方向（２）計画の推進体制の強化

本計画を着実に総合的に実行するため、庁内組織として「男女共同参画施策推進行政連絡会議」を設置し、計画の推進等に取り組むとともに、事業の進捗状況について定期的に点検・調査し、改善の要否を検討するなどの進行管理を適切に行います。また、「男女平等推進審議会」の意見を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に向けて計画の推進に取り組めます。

施策① 計画推進体制の整備

No	事業名	事業内容	担当課
107	庁内連携の強化	施策の計画的な推進に向け、男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催し、庁内関係各課との連携のもとに施策を推進します。	企画政策課
108	男女平等推進審議会の運営	公募市民や学識経験者による男女平等推進審議会を運営し、市の男女共同参画に関する取組への意見や提言を受け、施策に活かします。	企画政策課
109	計画の進捗管理	毎年度、施策や事業の実施状況を調査し、男女平等推進審議会における検討と提言を受け、その結果を各課へフィードバックすることにより、施策の効果的な推進に反映していきます。 ・進捗状況調査報告書の作成、公表	企画政策課
110	国・都・他自治体との連携及び情報共有	国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、他自治体等との連携や情報交換を図ります。	企画政策課

修正内容一覧

【令和3年2月8日開催 審議結果による修正】

頁	修正箇所	修正前	修正案	修正内容等
全体	西暦と和暦の併記について	令和●年	令和●年(●●●●年)	年を分けなくて表記する形に修正しました。
P3	計画策定の趣旨	—	文頭に「 <u>男女共同参画社会とは・・・です。</u> 」を追加	市の目指すべき男女共同参画社会について、追加しました。
P5	第5次男女共同参画基本計画を追加	—	第5次男女共同参画基本計画を追加	国の第5次男女共同参画基本計画が令和2年12月の閣議決定されたため追加しました。
P14	(5)転入・転出数のグラフ	上段:男性 下段:女性	上段:女性 下段:男性	(6)以降のグラフと同様の配置にしました。
P16	(9)雇用の状況 のグラフ下	—	資料:国勢調査(平成27年) を追加	表記もれのため加筆しました。
P17	(10)女性の年齢5歳階級別労働力率 のグラフ	2行目「市の女性の・・・」	2行目「 <u>小金井市の女性の・・・</u> 」	表記もれのため加筆しました。
P52	2段落目の5行目	「・・・経済・生活問題が原因と考えられる <u>中高年男性</u> を中心とした自殺の増加・・・」	「・・・経済・生活問題が原因と考えられる自殺の増加・・・」	昨年度と比較すると、女性の自殺が増加していることから、性別と年代を削除しました。
P56	No.57 事業内容	「 <u>小金井市</u> 福祉総合相談窓口において、・・・」	「福祉総合相談窓口において、・・・」	他の事業と同様に「小金井市」と改めて記載せず削除しました。
P56	No.58 事業内容	事業名 「女性総合相談」の充実 (No.34再掲)	事業名 「女性総合相談」の充実 (<u>No.35</u> 再掲)	No.の誤謬を訂正しました。
P72	施策の方向(1) 本文	「・・・女性委員の比率の向上に取り組む・・・」	「・・・女性委員の比率向上の取組を・・・」	分かり易い表現へ文言の整理をしました。

(仮称) 小金井市第6次男女共同参画行動計画(素案)に対する意見
(パブリックコメント)及び検討結果について(概要)

小金井市市民参加条例第15条の規定に準じ、(仮称) 小金井市第6次男女共同参画行動計画(素案)への意見(パブリックコメント)を実施した結果について、下記のとおり公表します。

なお、お寄せいただいた御意見と検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、企画政策課男女共同参画室(市役所本庁舎2階)、広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階)、情報公開コーナー(同6階)、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館(本館)、保健センター及び東小金井駅開設記念会館で御覧いただけます。

記

1 施策の名称 (仮称) 小金井市第6次男女共同参画行動計画(素案)

2 意見の募集方法

(1) 意見募集期間

令和2年12月11日から令和3年1月12日まで

(2) 意見提出方法

直接持参、郵送、ファクス、電子メール

3 意見の提出状況

(1) 提出人数

区分	直接持参	郵送	ファクス	電子メール	計
個人	—	—	2人	4人	6人
団体	—	—	—	—	—
計	—	—	2人	4人	6人

(2) 延べ意見数 19件

4 寄せられた意見と検討結果

別紙のとおり

5 問合せ先

小金井市企画財政部企画政策課男女共同参画室

電話 042-387-9853

FAX 042-387-1224

E-Mail s010199@koganei-shi.jp

(仮称) 小金井市第6次男女共同参画行動計画(素案)への意見(パブリックコメント)及び検討結果について(案)

意見募集期間: 令和2年12月11日から令和3年1月12日まで

意見提出数: 6人・19件

◆個別事業に関する御意見について		個別の事業について御意見をいただきました。個別の事業として検討が必要なものについては、事業を進めていく上での参考の御意見として市へ伝えます。
No.	寄せられた意見(パブリックコメント)	意見に対する検討結果
1	<p>P3 第5次男女共同参画行動計画策定の趣旨文に比べ、簡略化されている。第5次の「男女共同参画社会とは・・・です。」の分が消え、「マタニティ・ハラスメント・・・顕在化しています。」と具体的に課題を記していたのが削除され、「多様性に関する理解」に短縮されている。多様化、現状についてきちんと説明してほしい。</p>	<p>(仮称)第6次男女共同参画行動計画(以下「計画素案」という。)策定の趣旨には、令和2年度で計画期間が終了する「第5次男女共同参画行動計画」に続く計画であり、計画期間中に制定や改正された法律や、社会情勢の変化、現状及び今後も引き続き取り組むべき課題に対応していくとともに、これまで取り組んできた施策を引き継ぎながら推進・発展させるための指針としていくことを記しています。なお、本市が目指すべき男女共同参画社会及びハラスメント等に関する記述は、計画素案の基本的な考え方以降のページに記載しておりますが、本市が目指すべき男女共同参画社会については、計画策定の際の基本となる考え方であることから、いただいた御意見を参考に追加いたします。</p>
2	<p>P7 4 計画の期間 について</p> <p>当該計画期間は、上位計画である基本構想・基本計画と同じ時期に策定するような期間設定になっています。常に上位計画や国の計画との整合性をとるという視点で策定するのであれば、上位計画等が策定された、その次の年度に当該計画を策定するほうが、整合性を取りやすいと思います。</p> <p>今回の期間設定の変更は難しいとしても、上記のような視点を入れて策定できるよう望みます。</p> <p>なので、最後に「また、コロナ禍の影響で、基本構想の策定期間が予定とは異なる場合なども踏まえて、計画期間の見直しなども行うものとします」のような文言を追加しては、いかがでしょうか。</p>	<p>計画素案は5年間を計画期間として、第5次基本構想・前期基本計画と計画期間を合わせて策定を進めています。</p> <p>男女共同参画行動計画(以下「行動計画」という。)は、各種法律改正や社会状況の変化、現状の課題や取組について、上位計画の検討状況も考慮しながら行動計画に反映させていくため計画期間を合わせております。</p> <p>現在市の最上位計画である基本構想及び前期基本計画は策定が進んでいる状況と市から聞いていますが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響がどの程度まで及ぶか不明な状況です。不明なものについて言及することはできませんが、計画素案に「ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。」と記載していることから、このままといたします。</p>

No.	寄せられた意見（パブリックコメント）	意見に対する検討結果
3	<p>P 1 7 性の多様性への理解促進 No 1 7 パートナーシップ宣誓制度 について</p> <p>この仕組みができたことは、とても喜ばしく感じています。しかしながら運用上は、まだ課題もあることから、「状況に応じて、制度の改善にも取り組みます」の文言も入れてほしいと思います。</p>	<p>市は本制度を策定する際に、審議会の意見やパブリックコメントを実施する等市民の皆様から様々な意見をいただく過程を経て策定しています。制度を今後どのように運用していくかについての御意見であるため、市へ伝えます。</p>
4	<p>P 3 1 1 基本理念</p> <p>こちらの意見はこの計画の説明会の時でも出させていただいたものですが、最近放映されていた某アニメ番組の件です。市内団体の支援も受け、街に等身大パネルが置かれたり、ポストカードが配られたりといったキャンペーンが行われ、また市の後援もついていました。こちらのアニメ作品は男女共同参画という視点においては「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」を目指す上では、大きな問題のある内容でした。性的描写があるという事が問題なのではなく、男性目線の一方的な視点で女性の性的嗜好をゆがんだ形で辱め、人権を貶める内容だったと認識しています。「人によってとらえ方が違うので必ずしもそうとは言えない」という意見もいただきました。しかし多くの女性から同様の意見が聞かれ、少なくとも不快感を覚えていた方はたくさんいらっしゃいました。人権や差別意識というのは、あえて意識しなければ自分でも気づかず当事者を傷つけてしまう事が多々あると思います。そのため、この内容を悪気なく広めてしまった立場の市民の方もいらっしゃったと思います。また、小金井にこのキャンペーンが目的で訪れる方もたくさんおられ、コロナ禍でご苦労されているお店にも恩恵があったことも承知しています。しかしその影で、だまって見過ごし、言葉にも出せず傷つけられた人もいたのではないのでしょうか。経済のために女性の人権がふみにじられるのであれば、太古より続いてきた女性への性的搾取、人権侵害となりが違うのでしょうか。こういった内容のコンテンツがあること自体は、多様性の世の中でするので否定はしませんが、本計画を推進する行政の立場としては、こういった内容を前向きに捉え、街の目立つところや子どもに対しても目にとまりやすくなる状況は今後はもう少し慎重にさせていただければと思いました。「女性とはこういうもの」「こういう風に考えても良いんだ」と子どものうちにこのアニメ作品に影響を受けてしまうことに懸念があります。</p>	<p>豊かで活力と優しさにあふれた男女平等社会の実現を目指し、関連する施策を横断的に体系化することで総合的かつ計画的な推進を図っていくため、行動計画を策定します。また、計画素案の策定に際しては、様々な状況等も捉えながら審議し検討を進めてまいりました。計画素案では、暴力のない社会において、あらゆる人々の多様性を認め合い、人として尊重され、健康を享受し共に参画することができる社会づくりと、地域や職場で活躍する女性を増やしていくために、固定的な性別役割分担意識の解消を図りワーク・ライフ・バランスへの取組を進めていくことが必要であることから計画素案の基本理念としています。いただいた御意見については市へ伝えます。</p>

No.	寄せられた意見（パブリックコメント）	意見に対する検討結果
5	<p>P 3 6 第4章 施策の展開 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透について たとえばワークショップや講演会など、この計画に書かれている事をもっと市内関連団体のみなさんにも共有化をはかる機会をつくっていただき、最近放映されていた某アニメ番組のような、差別的、人権侵害のあるコンテンツが今後街おこしに使われるような事のないように、こういった事業が着手される前に認識を持っていただけたらと思います。ワークショップや講演会などの機会も、結局こういった計画に興味のある方しか来ないのでは意味がありません。単に冊子を渡すなどだけでなく、普段そういった意識に疎い方にこそ、しっかりと本計画の内容周知をお願いいたします。</p>	<p>市では男女平等意識の醸成や男女共同参画の推進を図るために、男女共同参画情報冊子の発行や講演会等の実施、市報や市ホームページなどの取組を通して、市内への周知啓発を図っています。今後も周知啓発については、多くの方に関心を持っていただき理解を進めていくことができるよう、いただいた御意見は市へ伝えます。</p>
6	<p>P 4 0 メディア・刊行物等への配慮 について No8のメディア・リテラシーに関する普及・啓発に関しては、性差別防止が図られているとは言い難い現状があります。そこで、No10では、市の発行物に対してのみ、適切な表現の使用を促していますが、市の刊行物に対しては、「適切な表現を徹底する」ことにする。加えて、民間や市に関係する組織（委託事業者、補助金交付団体等）に対しては、「手引きを参考に、適切な表現の使用を促す」という施策にしていきたいと思えます。</p>	<p>市では市報や市ホームページなど多くの情報を発信し広報を図っており、発信する情報の内容・表現手法について、男女共同参画の視点から、受け手となる人々の意識形成や、社会に与える影響などを考えていくため留意点などを記載した手引きを作成しています。いただいた御意見は市へ伝えます。</p>
7	<p>P 4 3 No19 保育・教育関係者に対する研修の充実 この事業内容を読むと、保育園の職員も公立保育園のみ対象にしているように読み取れます。最近では保育園も民間保育園が多く、また学童保育なども民間委託が増えています。そのような現状から、市の職員だけではなく、保育関係者への研修は、公・民に関わらず一緒に研修できるような仕組みを望みますし、その状況ができているのであれば、明記してほしいと思えます。</p>	<p>個別の事業に係る内容であることから、いただいた御意見は市へ伝えます。</p>

No.	寄せられた意見（パブリックコメント）	意見に対する検討結果
8	<p>P 4 0 「多様性を理解し、偏見や差別等が解消されるよう、多様性に関する研修会を」⇒「・・・多様性に関する講演会、研修会等を」にする。No.17の事業名にも「研修会」の前に「講演会」を入れ、事業内容にも市職員の前に「講演会」を入れる。「多様性を理解し、偏見や差別等が解消されるよう、多様性に関する研修会を」⇒「・・・多様性に関する講演会、研修会等を」にする。「施策の方向（3）多様性への理解の促進」が新規に加わったのは、評価できるが、No.17で、職員の研修会の実施だけでは理解促進にならないのでは？市民への講演会等の実施も入れてほしい。</p>	<p>計画素案策定に当たり、性の多様性への理解の促進について今後も取り組んでいくことが必要な課題であり、新規の施策として位置づけました。これまでも市では市民等への理解を図るため、各種情報提供、パートナーシップ宣誓制度の実施や研修などに取り組んでおり、今後も理解を進めていくための取組は継続していくことが必要と考えております。市民参画による講演会の実施については、男女共同参画室において行っており、そのほかの課でも様々な視点から講演会や研修会を行っています。事業の今後の取り組みに関する内容であることから、市へ伝えます。</p>
9	<p>素案41ページ、施策の方向（3）多様性への理解の促進として、施策①性の多様性への理解促進が入り、とても良かったです。小金井市では、昨年10月パートナーシップ宣誓制度が開始しました。性的少数者の人権を尊重するための大きな一歩です。しかし、現実には多様な性自認や性的指向を持つ人々への偏見・差別はまだ根強くあり、当事者がカミングアウトすることは困難です。小金井市として、今後も性の多様性への理解促進のために、更に以下のような施策を行動計画に入れていただきたく要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民向けに、多様な性に関する講座、講演会、図書展示等を開催し、理解促進を図る。 ○市職員・教職員が性的少数者への理解を深め、適切な支援ができるよう、研修の充実を図るとともに、人権教育における児童、生徒への理解を促進する。また、介護職員への研修等、介護・医療・看護従事者への理解促進と情報提供などの働きかけを行う。 ○学校教育現場で、児童生徒の人権を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別的支援を行う。 ○事業所や学校、医療機関へ小金井市の性的少数者への人権尊重の取組みの周知・働きかけを行う。 ○性的少数者の人権を尊重するために、防災や避難所運営等に性的少数者への配慮を盛り込む。就労において、性的少数者への不当解雇やハラスメント防止に向けた事業者への理解促進等の支援を行う。 	<p>様々な御意見をいただきましたが、それぞれの部門に属する事柄を含め、市へ伝えます。</p>

No.	寄せられた意見（パブリックコメント）	意見に対する検討結果
1 0	<p>P 4 7 No.3 4（語順を変更すると読みやすくなるので・・・） 児童相談所、子ども家庭支援センター、教育相談所等の関係機関と連携し、DV被害者が養育する子ども（要保護児童）の保育や就学等の支援を行います。</p>	<p>配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の被害者と養育する子どもへの支援には、関係機関と連携して行うことが重要です。そして、DVの被害は被害者本人だけではなく子どもに対しても及ぶこともあり、支援が必要となる場合があります。DVの被害について分かりやすくするため文頭に記載していることから、このままの表記とします。</p>
1 1	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツと、性と生殖に関する教育について 妊娠・出産を考えながらライフプランを立てるには、性と生殖に関する正しい知識が必要です。また、自分と他人のリプロダクティブ・ヘルス/ライツを守るためには、幼少から、自分の身体と権利を守る手段としての、性と生殖に関する教育が不可欠だと思います。また、コロナ禍下や大規模な感染症流行下では、ヘルスリテラシーの能力をもとに、親しい他人との物理的な距離の取り方、同居家族と同居していない家族との距離の取り方の違い、流行中の感染症の感染ルートの考え方、感染予防を徹底しながらの妊娠出産のタイミングなど、様々なことを判断していかなければなりません。子供達への教育も、家庭では限界があります。「新しい生活様式」に対応した、性と生殖の教育のあり方について、行政でも、踏み込んで協議・検討していただきたいと感じています。</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）は、女性の健康と人権を守るための課題です。各世代における健康上の問題や様々な生き方や家族のかたちがあることを互いに理解し、それぞれの生き方として尊重し合える社会づくりへのための取組が必要と考えます。いただいた御意見については、個別に検討を要する内容であるため、市へ伝えます。</p>
1 2	<p>P 5 1 1 3行目・・・や、「<u>経済・生活問題が原因と考えられる中高年男性を中心とした自殺の増加</u>」の統計根拠や出典は何なのでしょう。今や（コロナ禍においては）自殺の増加が、中高年男性に特化されると考えにくい状況があります。5年間にわたるプランの表現としては、不適切なのではないかと、強い違和感を感じました。より現実にもっと実効性のあるプランにするために、この際、自殺の増加にふれるのなら「中高年男性」に特化しない表現にしてほしいです。「・・・や、<u>経済・生活問題に起因する自殺の増加</u>などの課題についても、相談支援体制の更なる・・・」と「中高年男性」をはずすことをおすすすめします。</p>	<p>新型コロナウイルス感染による経済活動や社会生活への影響が拡大している状況もあり、自殺者は昨年と比較すると増加傾向にあることから、年代及び性別を削除し「<u>経済・生活問題が原因と考えられる自殺の増加</u>」に修正します。</p>

No.	寄せられた意見（パブリックコメント）	意見に対する検討結果
1 3	<p>P 5 2 「健康づくりの推進」について</p> <p>「特定健診が開始する前（40歳未満）・国保加入無し・学校卒業後で非正規雇用もしくは無職・妊娠を経験していない」女性は、健康診断を受ける機会が非常に少なくなってしまう。（市から、20歳以上が対象である子宮頸がん検診の案内はありますが、特定の病気を発見する検診は、「健康診査・健康診断」ではありません。）また、妊娠出産授乳を繰り返している場合は、妊婦健診等で血圧測定・尿検査・血液検査等を受ける機会はあるものの、胸部X線等の検査を受ける機会が、数年間なくなる場合もあります。健康診断の制度の隙間に落ちてしまいがちな、「正規雇用以外の成人女性」の健康チェックについて、市の考えを教えてください。特に、コロナ禍下では、若い人も、基礎疾患の早期の把握が重要になってくるのではないのでしょうか。</p>	<p>市では、男女が共に生涯を通じて健康な生活が送れるよう、各種健康診断に関する情報を提供し健康管理に関する周知啓発を図っています。個別の事業に関しての御意見については、各担当課において検討されることが適切と考えますので市へ伝えます。</p>
1 4	<p>P 5 3・No.5 4 事業名と事業内容、ともに違和感をおぼえました。</p> <p>「いまさら！！」で申しわけないのですが、直近に出された「第3次明日の小金井教育プラン(案)」とあわせて読んでも、なぜ、ここで「学習指導要領における・・・」という文言が出てくるの！！という率直な感想です。「性的な発達への適応」というのは、何を意味するのですか？・・・などの健康安全教育という日本語もまた何を意味するのですか？！担当課としてあげられている指導室が記さいされている項目中、「学習指導要領に基づき」がP 4 0、No.9「情報モラル教育の充実」に記さいされていますが、No.5 4の事業名と事業内容の記述は日本語的に！？不明確だと思うので、考えをお願いします。「学習指導要領」そのものが、十分理解できていないのでとやかく言いにくいのですが、少なくとも飲酒・喫煙・薬物問題（健康安全教育と指導要領で呼ぶのでしょうか？！！）「性的な発達への適応」とは平列に記述しない方がいいと思います。とりわけ「性的な発達への適応」という文言は、指導要領にあるのですか？この問題は（適応とは何かも含め）大きな課題を含んでいるので、いまいちど指導室と協議して、現行の事業内容と、プラン上での表記を整理し、より適切な記述にしてください。</p> <p>この項目については、対案ができませんでした。悪しからず。今後の課題だという認識を持っていただければと思います。</p>	<p>小中学校の授業は文部科学省の学習指導要領に基づいて行っております。</p> <p>子どもたちが健康で安全に過ごしていくために、飲酒や薬物等による心と身体へ及ぼす影響に関する授業や、性に関しては小中学校の保健授業で各子どもたちの発達段階や状況に応じた内容で授業が行われています。また、情報モラル教育については、安全に安心してインターネットなどの情報を活用することと、人権や男女平等への理解や配慮ができるような指導が求められています。個別の事業に関しての御意見については、各担当課において検討されることが適切と考えますので市へ伝えます。</p>

No.	寄せられた意見（パブリックコメント）	意見に対する検討結果
1 5	<p>事業 No. 6 1 「福祉総合相談窓口」と、事業 No. 6 7 「子育てに関する情報提供・相談窓口」について福祉相談の、ワンストップ総合窓口があるということ、この素案を読んで、初めて知りました。今後、コロナ禍で、複雑な問題を抱える市民も増える可能性がありますし、もっと広報したほうがよいのでは、と感じました。また、保育に関しても、武蔵野市のような「保育コンシェルジュ」のワンストップ相談窓口を設置していただくと助かります。小金井市が公表している資料は、「詳細は各園に直接お問い合わせください」等ばかりで、「育児で疲れている中、自分で調べなければならないのか」「せっかく自分で問い合わせても、事業の対象外である・締切前に定員に達している場合もあるのか」と心折れて諦めることも多かったです。小金井市は、施設や事業等の情報の、「集約と、インターネット上での公開と、その情報の定期更新」のシステム構築と維持に、もっとコストや人手をかけることは、できないのでしょうか？また、コロナ禍では、検査陽性の母親が入院し、検査陰性の父親と子供が自宅に残されるということもありえます。そのようなケースの父親にも、「子供の保育の今後のことは、まず保育コンシェルジュに尋ねればよい」と周知されていれば、安心につながるのではないのでしょうか。</p>	<p>市では各種相談に対応していくための相談窓口を設置し、市報や市ホームページなどで周知を図っています。</p> <p>今後も各種相談窓口の広報や適切な連携が必要であり、ホームページのトップページなどが検索しやすく、また見やすい工夫がされるとよいと考えています。個別の事業についての御意見については、各担当課において検討されることが適切と考えますので市へ伝えます。</p>
1 6	<p>事業 No. 6 2 「多様なニーズに対応した保育サービスの充実」と、女性の就労支援策としての保育、事業 No. 7 8 「多様な働き方の普及・啓発」について</p> <p>17ページに、国と比べると、市では、M字カーブの谷が深く、40代以降の上昇が少ないとあります。妊娠出産育児のために離職・退職した場合、再就職のためには、就職活動や資格取得等のために、子供を誰かに預ける必要があります。また、就職活動においては、「もし採用が決まったら、いつから働けるか」と尋ねられた場合に、「いつから子供を保育所等に預けられるか」も含めて答える必要があるかと思えます。しかし、小金井市では、「出産等を機に離職・退職した人が」「未就園児・未就学児を抱えながら」「一時保育をフレキシブルに活用しながら」「就職内定後の保活の見通しを十分に立てながら」就職活動をするのは、極めて困難な状況であるという印象です。M字カーブの40代以降の上昇が少ないことは当然であろう、と思えます。</p> <p>また、「週に何回か、パートタイムで働き始めたい」という希望を叶えるのも、乳幼児を抱える核家族の専業主婦には、とても難しく感じます。女性の就</p>	<p>女性の年齢5歳階級別労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られております。近年はM字の谷の部分が浅くなってきている傾向にはありますが、国と比べると市では40代以降の上昇率が少ない特徴がみられます。</p> <p>女性は男性と比べると子育てや家事等に携わる時間が長く、共働きの場合も同様の傾向にあります。市民意識調査結果では、女性が仕事を持つことに対して、結婚や出産にかかわらず、継続して仕事を持つほうがよいと考える人が男女共に多い結果でした。就労を継続していくための制度への理解や啓発や、再就職支援への周知など、各家庭の状況に応じた支援の充実を図ることが求められていると考えます。個別の事業についての御意見については、各担当課において検討されることが適切と考えますので市へ伝えます。</p>

No.	寄せられた意見（パブリックコメント）	意見に対する検討結果
	<p>労支援として重要な事項の説明が、「待機児童解消に向けた保育施設の整備の他、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。」という抽象的な一行の記述で済まされていることに、疑問を感じました。狭義の「待機児童解消を目的とした保育施設の整備」で最も恩恵を受けるのは、実質、正規雇用職員同士の共働き夫婦であると認識しています。無職では、待機児童の数にエントリーすることも、現状ではほぼかないません。もちろん、待機児童解消は重要な課題ではありますが、「待機児童対策」では拾えないニーズがあります。</p> <p>（産前からの共働きにより）保育に欠ける児童だけでなく、「保護者の希望があれば、どんな理由でも保育を利用できる」体制を目指していただきたいです。この保育体制が無いのなら、核家族育児中の保護者にとって、「多様な働き方を実現する」のはほぼ不可能と言えらると思います。待機児童数だけを、保育サービス充実度の評価項目にすることのないよう、願います。</p> <p>また、コロナ禍下では、さまざまな自粛で、家庭保育のストレスも増大し、DV・虐待リスクも高まることと思います。集団一時保育や、有償ボランティアであるファミリーサポート以外の、公的育児サポートの選択肢が増えて欲しいです。密になりにくい、公園遊びの見守りや家事支援・テイクアウト弁当の宅配等でもかまいません。また、テレワーク不可のエッセンシャルワーカーの子供を預かる施設の、事業継続がより重要となります。ですが、感染対策を講じていても、いつ誰が感染するか、誰が濃厚接触者となるかは、わかりません。新しい生活様式の時代では、体調不良の職員が休んでも問題のないよう、平時から、より余裕を持たせた運用が求められるのでは、と思います。</p>	

No.	寄せられた意見（パブリックコメント）	意見に対する検討結果
17	<p>P73 No.103 事業名、事業内容ともにあいまいさを残したままこの「行動計画」に基づけば、設立に向けて一歩も前進しないのではないのか、と疑問をはさまざるを得ない気持ちにさせられます。したがって、以下のように修正してください。（仮称）男女平等推進センター（創設）（設立）（設置←この表現でどうでしょう。）の検討※「整備」という表現だと、ある程度基本的なセンターがあるかのような、それを、整えるだけのようにうけとけとられます。確かに丸ごと新しいものを作るというよりは、現行市役所内で取り組まれている施策が社会情勢と新しい法律等のもとで、有効に機能し、男女平等推進に資するための抜本的な点検・整備作業をとまなう、市役所あげての事業とりくみだとは思いますが・・・市民目線だとこの記述ですか?!と思いますよ。※「他の公共施設の検討の機会を捉え・・・」何のこと?!です。ある程度経過がわかる内情に通じた人しか理解できない記述でしょうね。事業内容「（仮称）男女平等推進センターの機能と、設置場所を含むセンターのあり方を検討するために、市内公共施設統廃合・新設の状況と、他自治体の関連情報の収集に努めます。」でどうでしょう。</p>	<p>（仮称）男女平等推進センターのあり方については、これまで審議会でも検討してまいりました。市では公共施設のあり方については公共施設マネジメントの観点から全体として検討し進められています。これまでと同様に庁内における様々な検討の状況がありその機会を捉えて適切に関わりながら進めていくことができるよう計画素案に示していくことが必要と考えています。また、庁内の状況についての情報収集だけではなく、他自治体の機能なども参考にしながら今後のあり方についての検討も、引き続き進めていくこととなると考えておりますことから、いただいた御意見については今後計画を推進していく中での参考とします。</p>
18	<p>市広報のコンプライアンスについて 市が作品の舞台となっており、市が後援しているというアニメ作品と、その原作の内容を、一部確認しました。個人の主観ですが、「同性間で、身体の特徴・体型や下着等に言及」「成人女性の年齢を揶揄」「(未成年の) アイドルが宣伝のために脱ごうとする」等の表現が見受けられた、と感じました。セクシャルハラスメントや、未成年芸能人の性的消費を連想させる表現について、市側で事前に把握されたのでしょうか。漫画やアニメには表現の自由がありますし、その作品の舞台を「聖地」として訪れるのもまた、ファンの自由な楽しみ方であり、民間の商業施設等が、そのファンをおもてなしする取組みをするのもまた自由、とは思いますが、さすが、「自治体が、その作品を公に後援するかどうか・『町おこし』に活用するかどうか」は、内容の精査の上、慎重に判断していただきたい、と感じております。子供達には、性教育や安全教育を家庭でどのように行うか、自分と他人の「水着で隠れるプライベートゾーン」を見ない見せない・触らない触らせない等についてどう教えるか、心を砕いていると</p>	<p>No.4と同様です。いただいた御意見は市へ伝えます。</p>

No.	寄せられた意見（パブリックコメント）	意見に対する検討結果
	<p>ころです。そんな中、この作品の内容と、それを市が応援しているということ、子供達に説明するのは、難しいと感じています。商店と作品とのコラボ企画や、ふるさと納税での返礼品での活用等は、可愛らしいイラストを活かしてうまく行っているように見えましたし、街中でキャラクターの看板の写真を撮っているファンと思いき方を見かけた際も、マナーを守り静かに楽しんでいらっしやるようでしたので、複雑な思いです。</p>	
19	<p>「取り組み」「取組」の記述について 動詞は「取り組みます・・・」、名詞は「取組」と表記を統一している・・・ということですよ。</p> <p>P71 10行目 「審議会等に参画する女性委員の比率の向上に取組を進めます。」 下線の記述は、やや苦しいです。★「・・・の向上に取組みます。」又は「・・・女性委員の比率向上の取組を進めます。」のいずれかが、日本語的にすっきりするでしょうね。でも、★印がいいと思います。</p>	<p>政策・方針決定の際に男女共同参画の視点を取り入れていくために、審議会等においては女性比率の向上を図っていくことが必要であることから、引き続き取組に努めてまいります。本文の表現については、「審議会等に参画する女性委員の比率向上の取組を進めます。」に変更します。</p>

※提出された意見は、原則として原文のまま全文を掲載します。

令和3年3月 日

小金井市長 西岡 真一郎 様

小金井市男女平等推進審議会

会長 佐藤 百合子

第5次男女共同参画行動計画の推進及び今後の事業評価と
進捗管理について（提言）（令和3年2月案）

小金井市男女平等推進審議会（第9期）は、下記の事項について、別紙のとおり提言いたします。

記

- 1 事業評価についての基本的な考え方
- 2 審議の経過
 - (1) 小金井市第5次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（令和元年度実績）の評価について
 - (2) 小金井市（仮称）第6次男女共同参画行動計画（案）策定について
 - (3) その他
- 3 令和元年度実績に対する評価及び報告書について
第5次男女共同参画行動計画の推進について
- 4 終わりに

1 事業評価についての基本的な考え方

小金井市第5次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書(令和元年度実績)(以下「報告書」という。)は、小金井市男女平等基本条例第11条基本的計画等に対する年次報告に基づき実施しています。

市は男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況について毎年度報告書を作成し公表するとともに、小金井市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)へ審議資料として報告されます。審議会では提出された報告書に関して男女平等社会の形成の観点から、評価及び実施状況について意見を聴き、次年度以降の男女共同参画施策に活かされるよう提言書にまとめ、市に提出しています。

2 審議の経過

審議会(第9期)は令和2年1月23日から令和4年1月22日の2年間に任期としています。

令和2年1月から令和3年3月の任期前半では、8回の審議を予定していましたが、令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急事態宣言が発令され、令和2年5月(第2回)の開催を中止しましたが、(仮称)第6次男女共同参画行動計画(案)(以下「次期計画案」という。)策定に向けた審議を進めていくために、配布を予定していた資料を各委員へ参考送付し、議題や内容についての質疑等を行い、第3回審議会の参考としながら、第3回以降の審議への影響を最小限に抑えていくために取組みました。その後、令和3年1月に2回目の緊急事態宣言が発令されましたが、令和3年2月8日開催の第7回、第8回審議会はオンラインを活用し開催しました。

令和2年度の主な審議内容については、以下の通りです。

(1) 小金井市第5次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書(令和元年度実績)の評価について

第5次男女共同参画行動計画を推進していくために、令和元年度の各施策の具体的な事業実績の報告について評価を行いました。

(2) 次期計画案策定について、令和元年7月25日に小金井市男女平等基本条例第27条に基づき市長より審議会への諮問が行われました。本諮問を受けて、令和元年度及び令和2年度の2年間にわたり次期計画案に関する審議を行い、令和3年3月●●日に市長へ答申が行われました。

(3) その他

① 小金井市パートナーシップ宣誓制度について

市の策定を予定している制度の方向性やあり方について意見を述べ、市は審議会の意見を参考に、令和2年10月20日に小金井市パートナーシ

ップ宣誓の取扱いに関する要綱を制定しました。そして、性の多様性への理解を進めるため研修会を実施し、職員及び審議会委員等も受講し、考え方や知識の習得を図り正しい理解に繋げました。

3 令和元年度度実績に対する評価及び報告書について

第5次男女共同参画行動計画の推進について

(実績に対しての全体的な意見)

各事業内容とも実施した内容に対して達成された視点やその理由が非常によくできており、自己評価を書くことの意味をよく理解していると思えました。

しかし、前年度実績と比較した結果として充実が図れた場合であっても自己評価が低いのではないかと思われる事業内容がいくつかありました。もっと自信をもって、評価してください。

ただ、今後の課題のところは少し、具体的になっていない事業内容があります。もう少し仕事の中身を振り返り、報告書へ記載して欲しいと思います。男女共同参画に関する事業の周知や広報は、市報においてもかなりのスペースを使って情報提供されている点は評価できますが、それが市民にどれくらい読まれているのか、また内容が届いているのか検討が必要と感じます。

今回、評価方法を取り組み内容によって、2種類に分けました。

評価する部分が少なくなったこと、評価の在り方が明確になったことなど、大変よかったと思えました。特に、小金井市が様々な情報を提供したり、パンフレットやそのほかのものを配布したりしているのがわかり、各課で努力していることがわかり、有意義でした。

(評価できる点)

○「こがねいパレット」の開催について、事業の内容にアイデアが盛り込まれ、報告書では詳細な参加者情報や、アンケート結果も踏まえ自己評価をされており、活動内容もわかりやすく記載されています。

○市の刊行物に関しては、男女平等の視点に配慮しながらイラストや写真などを加えることにより解り易い表記となってきたので、今後もより簡明な表現に努めてください。

(検討を望む点)

○外国人相談を含む各種相談業務については、相談窓口の周知方法や事業内容等が利用者にとって利用しやすいものとなるよう検討してください。

○小中学校での人権教育については、次世代を担う若い世代に向けて、分かりやすく、より細やかな人権教育プログラムに取り組むことを望みます。

○現在の少子高齢化社会が進む中で、女性活躍の推進のため男性の育児や子育てへの参画と同様に、介護も男性の参画が必要となります。大切な家族と向き

合うために男女が共に家事・子育て・介護などを支えていくための取り組んでください。

○児童虐待が顕在化する中、相談や支援する関係機関が連携を図り対応に努めてください。

○市の行う施策において、人権尊重や男女共同参画に配慮していくことは元より、市の刊行物や情報発信の際にも男女共同参画の視点は必要です。毎年度行動計画の実施状況報告と男女共同参画の視点からの表現に係る調査等を実施しています。報告書や調査結果を踏まえ、事業について改めて確認し必要に応じて見直しを行うなど、今後の事業に活かしていくことを望みます。

○今後、新型コロナウイルス感染拡大が収束した後の、社会に生じるであろう変化に対して、男女共同参画の観点からテーマを企画する等、他団体との共催等により実施している事例なども参考に事業の充実に引き続き取り組んでください。

4 終わりに

令和3年度から5年間を計画期間とした、小金井市第6次男女共同参画行動計画が策定され実施されます。計画策定には様々な分野から選出された審議会委員による意見や、市民意識調査、市民懇談会やパブリックコメント等でも多くの市民の御意見をいただき答申案の策定に至りました。

また、(仮称)男女共同参画推進センターのあり方の検討等による男女共同参画を促す環境づくりの取り組みを継続してください。

そしてこの度策定する新たな計画について、本提言を受け市が審議会とともに計画の推進に向けて取り組まれることを願います。

小金井市男女平等推進審議会（第9期）委員名簿

会 長	佐 藤 百合子
副会長	倉 持 清 美
委 員	石 田 静 子
	永 並 和 子
	唐 家 妙 子
	川 原 美 紀
	塩 原 真 一
	牧 野 ま や
	松 本 千 穂
	吉 田 孝

名簿は各五十音順